

令和5年11月秋田市議会定例会提出案件目次

番 号	件 名
129	秋田市雄和ふるさと温泉供給施設条例等の一部を改正する件
130	秋田市スポーツ施設条例の一部を改正する件
131	秋田市民交流プラザ条例の一部を改正する件
132	秋田市大森山動物園条例の一部を改正する件
133	秋田市立秋田城跡歴史資料館条例の一部を改正する件
134	秋田市立赤れんが郷土館条例の一部を改正する件
135	秋田市如斯亭庭園条例の一部を改正する件
136	秋田市河辺岩見温泉交流センター条例の一部を改正する件
137	秋田市市民サービスセンター条例の一部を改正する件
138	秋田市河辺総合福祉交流センター条例の一部を改正する件
139	秋田市市民農園条例等の一部を改正する件
140	秋田市太平山スキー場条例の一部を改正する件
141	秋田市都市公園条例の一部を改正する件
142	秋田市立学校使用料条例および秋田市太平山自然学習センター条例の一部を改正する件
143	秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する件
144	秋田市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する件
145	地方独立行政法人市立秋田総合病院第3期中期目標を定める件
146	秋田市雄和観光交流館等の指定管理者を指定する件
147	秋田市文化創造館の指定管理者を指定する件
148	秋田市勤労者総合福祉センター等の指定管理者を指定する件
149	秋田市職業訓練センターの指定管理者を指定する件
150	秋田市リフレッシュガーデンの指定管理者を指定する件
151	秋田市農山村地域活性化センターの指定管理者を指定する件
152	秋田市太平山スキー場および太平山リゾート公園の指定管理者を指定する件
153	市道路線を認定する件
154	古川排水機場連絡道路橋梁整備工事（下部工）請負契約の変更契約を締結する件
155	佐竹史料館建設建築工事請負契約を締結する件
156	佐竹史料館建設電気設備工事請負契約を締結する件
157	佐竹史料館建設機械設備工事請負契約を締結する件
158	佐竹史料館建設展示工事請負契約を締結する件
159	除雪グレーダを買い入れる件
160	小型除雪車を買い入れる件

- | | |
|-----|--------------------------------|
| 161 | 除雪ドーザ（ローダ兼用）を買い入れる件 |
| 162 | 救助資機材搭載型消防ポンプ自動車を買い入れる件 |
| 163 | 令和5年度秋田市一般会計補正予算（第8号）の件 |
| 164 | 令和5年度秋田市一般会計補正予算（第9号）の件 |
| 165 | 令和5年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第1号）の件 |
| 166 | 令和5年度秋田市市営墓地会計補正予算（第2号）の件 |
| 167 | 令和5年度秋田市公設地方卸売市場会計補正予算（第2号）の件 |
| 168 | 令和5年度秋田市大森山動物園会計補正予算（第1号）の件 |
| 169 | 令和5年度秋田市廃棄物発電会計補正予算（第1号）の件 |
| 170 | 令和5年度秋田市学校給食費会計補正予算（第2号）の件 |
| 171 | 令和5年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算（第1号）の件 |
| 172 | 令和5年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第2号）の件 |
| 173 | 令和5年度秋田市後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）の件 |
| 174 | 令和5年度秋田市水道事業会計補正予算（第2号）の件 |
| 175 | 令和5年度秋田市下水道事業会計補正予算（第1号）の件 |
| 176 | 令和5年度秋田市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）の件 |

議案第129号

秋田市雄和ふるさと温泉供給施設条例等の一部を改正する件

秋田市雄和ふるさと温泉供給施設条例等の一部を次のように改正する。

令和5年11月28日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市雄和ふるさと温泉供給施設条例等の一部を改正する条例

(秋田市雄和ふるさと温泉供給施設条例の一部改正)

第1条 秋田市雄和ふるさと温泉供給施設条例(平成16年秋田市条例第134号)の一部を次のように改正する。

第5条中「22円」を「33円」に改める。

(秋田港振興センター条例の一部改正)

第2条 秋田港振興センター条例(平成8年秋田市条例第22号)の一部を次のように改正する。

別表中「419円」を「628円」に、「838円」を「1,256円」に、「1,676円」を「2,512円」に、「3,352円」を「5,024円」に、「5円」を「7円」に改める。

(秋田市雄和観光交流館条例の一部改正)

第3条 秋田市雄和観光交流館条例(平成16年秋田市条例第92号)の一部を次のように改正する。

別表中 「

314円
524円

」 を 「

471円
786円

」 に改める。

(秋田市雄和観光花き栽培園条例の一部改正)

第4条 秋田市雄和観光花き栽培園条例(平成16年秋田市条例第93号)の一部を次のように改正する。

別表中「419円」を「628円」に、「314円」を「471円」に改める。

(秋田市雄和観光農産物加工所条例の一部改正)

第5条 秋田市雄和観光農産物加工所条例（平成16年秋田市条例第95号）の一部を次のように改正する。

別表中「22,000円」を「33,000円」に、「2,200円」を「3,300円」に改める。

(秋田市雄和ふるさと温泉条例の一部改正)

第6条 秋田市雄和ふるさと温泉条例（平成16年秋田市条例第97号）の一部を次のように改正する。

別表の表中「3,635円」を「5,452円」に、「2,457円」を「3,685円」に、「3,206円」を「4,809円」に、「267円」を「400円」に、「162円」を「243円」に、「367円」を「500円」に、「183円」を「250円」に、「534円」を「801円」に改め、同表の備考の1中「3,670円」を「5,000円」に、「1,830円」を「2,500円」に、「7,340円」を「10,000円」に、「3,660円」を「5,000円」に、「11,010円」を「15,000円」に、「5,490円」を「7,500円」に改め、同表の備考の6中「534円」を「801円」に改める。

(秋田市ポートタワー条例の一部改正)

第7条 秋田市ポートタワー条例（平成18年秋田市条例第61号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「4,400円」を「6,600円」に、「3,960円」を「5,940円」に、「4,263円」を「6,394円」に改める。

別表第2中「2,975円」を「4,462円」に、「2,095円」を「3,142円」に改める。

別表第3中「73円」を「109円」に改める。

(秋田市にぎわい交流館条例の一部改正)

第8条 秋田市にぎわい交流館条例（平成23年秋田市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「3,457円」を「5,185円」に、「2,933円」を「4,399円」に、「2,410円」を「3,615円」に改める。

別表第2中備考以外の部分を次のように改める。

施設	利用料金（限度額）			
	午前9時から午後零時30分まで	午後1時30分から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午後9時30分から午後12時まで
展示ホール	19,058円	19,058円	16,335円	13,612円
アート工房1	3,264円	3,264円	2,888円	2,385円
アート工房2	2,934円	2,934円	2,568円	2,080円
多目的ホール	14,667円	14,667円	12,571円	10,476円
多目的室1	1時間につき994円			
多目的室2	1時間につき220円			
多目的室3	1時間につき231円			
多目的室4	1時間につき713円			
多目的室5	1時間につき719円			
ピアノ練習室	1時間につき330円			
研修室1	4,561円	4,561円	3,960円	3,240円
研修室2	2,826円	2,826円	2,313円	1,926円
研修室3	1,912円	1,912円	1,639円	1,366円
研修室4	1,766円	1,766円	1,473円	1,325円
研修室5	1,912円	1,912円	1,639円	1,366円
研修室6	1,961円	1,961円	1,681円	1,401円
和室1	613円	613円	533円	436円
和室2	613円	613円	533円	436円
和室3	328円	328円	288円	233円

別表第3中「2,514円」を「3,771円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の秋田市雄和ふるさと温泉供給施設条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る同日以後に納付すべき温泉供給料金について適用し、同日前の使用に係る温泉供給料金および同日以後の使用に係る同日前に納付すべき温泉供給料金については、なお従前の例による。
- 3 第2条から第8条までの規定による改正後の秋田港振興センター条例、秋田市雄和観光交流館条例、秋田市雄和観光花き栽培園条例、秋田市雄和観光農産物加工所条例、秋田市雄和ふるさと温泉条例、秋田市ポートタワー条例および秋田市にぎわい交流館条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る同日以後に納付すべき利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金および同日以後の利用に係る同日前に納付すべき利用料金については、なお従前の例による。

提案理由

雄和ふるさと温泉供給施設の供給料金等の適正化を図るため、改正しようとするものである。

議案第130号

秋田市スポーツ施設条例の一部を改正する件

秋田市スポーツ施設条例の一部を次のように改正する。

令和5年11月28日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

秋田市スポーツ施設条例（平成16年秋田市条例第117号）の一部を次のように改正する。

別表第2貸切使用の項および個人使用の項を次のように改める。

貸切使用	メインアリーナ	入場料を徴収しない場合	市民が体育に使用するとき。	全面	1時間につき	2,350円	無料（大会、講習会等を使用するときは、1,170円）
				全面の3分の2		1,570円	無料（大会、講習会等を使用するときは、780円）
				全面の3分の1		780円	無料（大会、講習会等を使用するときは、390円）
			市民以外の方も参加	全面	3,300円		
				全面の3分の2	2,200円		

		する体 育に関 する大 会、講 習会等 に使用 すると き。	全面の 3 分の 1		1,100円
		その他 の催し に使用 すると き。	全面 全面の 3 分の 2 全面の 3 分の 1		7,060円 4,710円 2,350円
	入場料 を徴収 する場 合	体育に 使用す る と き。	全面 全面の 3 分の 2 全面の 3 分の 1		6,120円 4,080円 2,040円
		その他 の催し に使用 すると き。	全面 全面の 3 分の 2 全面の 3 分の 1		21,210円 14,140円 7,070円
	営利を目的と する場合		全面 全面の 3 分の 2 全面の 3 分の 1		76,360円 50,910円 25,450円
サブア リーナ	入場料 を徴収	市民が体育に使 用するとき。		780円	無料（大会、 講習会等に使

	しない 場合			用するとき は、390円)
		市民以外の者も 参加する体育に 関する大会、講 習会等に使用す るとき。		1,090円
		その他の催しに 使用するとき。		2,350円
	入場料 を徴収 する場 合	体育に使用する とき。		2,040円
		その他の催しに 使用するとき。		7,060円
	営利を目的とする場合			25,450円
多目的 ホール	市民が体育に使用する場 合		1室 1時 間 に つ き	610円 無料（大会、 講習会等に使 用するとき は、300円）
	その他の場合			930円
卓球室	市民が体育に使用する場 合			610円 無料（大会、 講習会等に使 用するとき は、300円）
	その他の場合			930円
会議室	大会議室			310円
	小会議室			150円
個人 使用	ジョギングコース		1回 に つ き	150円 無料（市民以 外の者が使用 するときは、 70円）

別表第3貸切使用の項を次のように改める。

貸切使用	体育館	入場料を徴収しない場合	市民が体育に使用するとき。	全面	1時間につき	780円	無料（大会、講習会等に使用するときは、390円）	
				半面（茨島体育館）		390円	無料（大会、講習会等に使用するときは、190円）	
			市民以外の者も参加する体育に関する大会、講習会等に使用するとき。		1,090円			
			その他の催しに使用するとき。		2,350円			
		入場料を徴収する場合	体育に使用するとき。		2,040円			
			その他の催しに使用するとき。		7,060円			
		営利を目的とする場合		25,450円				
		柔道場（茨島体育館）					310円	無料（大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、150円）
		剣道場（茨島体育館）					310円	無料（大会、

		講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、150円)
トレーニング室 (茨島体育館)	240円	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、120円)
小体育館 (雄和体育館)	310円	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、150円)
ミーティングルーム (茨島体育館・河辺体育館・雄和南体育館)		50円

別表第4中「310円」を「460円」に、「150円」を「230円」に改める。

別表第5中「410円」を「610円」に、「、210円」を「、300円」に改める。

別表第6中「410円」を「610円」に、「210円」を「300円」に改める。

別表第7中「410円」を「610円」に、「210円」を「300円」に、「260円」を「390円」に、「100円」を「150円」に改める。

別表第 8 中「620円」を「930円」に、「310円」を「460円」に改める。
別表第 9 中「210円」を「310円」に、「100円」を「150円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の秋田市スポーツ施設条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る同日以後に納付すべき使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料および同日以後の使用に係る同日前に納付すべき使用料については、なお従前の例による。

提案理由

スポーツ施設の使用料の適正化を図るため、改正しようとするものである。

議案第131号

秋田市民交流プラザ条例の一部を改正する件

秋田市民交流プラザ条例の一部を次のように改正する。

令和5年11月28日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市民交流プラザ条例の一部を改正する条例

秋田市民交流プラザ条例（平成16年秋田市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1中	「	6,240円	「	9,360円	を に改める。
		520円		780円	
		730円		800円	
		520円		570円	
		1,100円		1,650円	
		4,290円		6,430円	
		2,410円		3,610円	
		1,880円		2,820円	
		360円		540円	
		570円		850円	
		1,240円		1,860円	
		620円		930円	
		670円		1,000円	
		310円		460円	
		360円		540円	
		520円		780円	

「 」 「 」

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の秋田市民交流プラザ条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る同日以後に納付すべき使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料および同日以後の使用に係る同日前に納付すべき使用料については、なお従前の例による。

提案理由

秋田市民交流プラザの施設の使用料の適正化を図るため、改正しようとするものである。

議案第132号

秋田市大森山動物園条例の一部を改正する件

秋田市大森山動物園条例の一部を次のように改正する。

令和5年11月28日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市大森山動物園条例の一部を改正する条例

秋田市大森山動物園条例（平成17年秋田市条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 入園料（第4条関係）

区 分			単 位	金 額	
個人	高校生以上	一般入園の場合	1人1回につき	800円	
		市長が指定した入場券、割引券、会員証等の提示があった場合		700円	
		入園日が9月1日および市長が別に定める日である場合		600円	
				1人1年間につき	2,000円
	中学生			1人1回につき	400円
				1人1年間につき	1,000円
小学生			1人1回につき	200円	
			1人1年間につき	500円	
団体	高校生以上			1人1回につき 600円	

中学生	200円
-----	------

備考

- 1 団体とは、入園しようとする者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）の人数が20人以上の団体をいう。
- 2 団体における小学生の入園料は、無料とする。
- 3 小学校就学の始期に達するまでの者の入園料は、無料とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の秋田市大森山動物園条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の入園に係る施行日以後に納付すべき入園料について適用し、施行日前の入園に係る入園料および施行日以後の入園に係る施行日前に納付すべき入園料については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に改正前の秋田市大森山動物園条例の規定に基づき発行された回数券については、施行日以後においても使用することができる。

提案理由

大森山動物園の入園料の適正化を図るため、改正しようとするものである。

議案第133号

秋田市立秋田城跡歴史資料館条例の一部を改正する件

秋田市立秋田城跡歴史資料館条例の一部を次のように改正する。

令和5年11月28日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市立秋田城跡歴史資料館条例の一部を改正する条例

秋田市立秋田城跡歴史資料館条例（平成27年秋田市条例第62号）の一部を次のように改正する。

別表中「210円」を「310円」に、「160円」を「240円」に、「310円」を「460円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市立秋田城跡歴史資料館条例の規定は、この条例の施行の日以後の観覧に係る同日以後に納付すべき観覧料について適用し、同日前の観覧に係る観覧料および同日以後の観覧に係る同日前に納付すべき観覧料については、なお従前の例による。

提案理由

秋田城跡歴史資料館の観覧料の適正化を図るため、改正しようとするものである。

議案第134号

秋田市立赤れんが郷土館条例の一部を改正する件

秋田市立赤れんが郷土館条例の一部を次のように改正する。

令和5年11月28日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市立赤れんが郷土館条例の一部を改正する条例

秋田市立赤れんが郷土館条例（昭和60年秋田市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

区 分	金 額			
	普通観覧料	団体観覧料 (20人以上 の団体)	共通観覧料	年間観覧料
秋田市立赤れんが郷土館	1人 310円	1人 240円	普通観覧料に あつては、1人 370円 団体観覧料に あつては、1人 290円	1人 770円
民俗芸能伝承館	1人 130円	1人 100円		
旧金子家住宅	1人 130円	1人 100円		

別表第2第一会議室の項中「210円」を「280円」に、「630円」を「840円」に改め、同表第二会議室の項中「210円」を「230円」に、「630円」を「690円」に改め、同表和室の項中「1,250円」を「1,870円」に改め、同表土蔵の項中「1,570円」を「2,350円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の秋田市立赤れんが郷土館条例の規定は、この条例の施行の日以後の観覧等に係る同日以後に納付すべき観覧料等について適用し、同日前の観覧等に係る観覧料等および同日以後の観覧等に係る同日前に納付すべき観覧料等については、なお従前の例による。

提案理由

赤れんが郷土館の観覧料等の適正化を図るため、改正しようとするものである。

議案第135号

秋田市如斯亭庭園条例の一部を改正する件

秋田市如斯亭庭園条例の一部を次のように改正する。

令和5年11月28日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市如斯亭庭園条例の一部を改正する条例

秋田市如斯亭庭園条例（平成29年秋田市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表中「210円」を「310円」に、「160円」を「240円」に、「520円」を「770円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市如斯亭庭園条例の規定は、この条例の施行の日以後の入園に係る同日以後に納付すべき入園料について適用し、同日前の入園に係る入園料および同日以後の入園に係る同日前に納付すべき入園料については、なお従前の例による。

提案理由

如斯亭庭園の入園料の適正化を図るため、改正しようとするものである。

議案第136号

秋田市河辺岩見温泉交流センター条例の一部を改正する件

秋田市河辺岩見温泉交流センター条例の一部を次のように改正する。

令和5年11月28日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市河辺岩見温泉交流センター条例の一部を改正する条例

秋田市河辺岩見温泉交流センター条例（平成28年秋田市条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表中「400円」を「500円」に、「200円」を「250円」に改め、同表の備考中「4,000円」を「5,000円」に、「2,000円」を「2,500円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市河辺岩見温泉交流センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る同日以後に納付すべき使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料および同日以後の使用に係る同日前に納付すべき使用料については、なお従前の例による。

提案理由

河辺岩見温泉交流センターの施設の使用料の適正化を図るため、改正しようとするものである。

議案第137号

秋田市市民サービスセンター条例の一部を改正する件

秋田市市民サービスセンター条例の一部を次のように改正する。

令和5年11月28日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市市民サービスセンター条例の一部を改正する条例

秋田市市民サービスセンター条例（平成20年秋田市条例第38号）の一部を次のように改正する。

無料	無料
2,090円	2,460円
4,190円	4,930円
無料	無料
1,570円	1,850円
4,190円	4,930円
無料	無料

別表中

540円	640円
1,070円	1,260円
910円	1,070円
3,180円	3,740円
11,380円	13,390円
無料	無料
210円	250円
410円	480円
830円	980円
1,250円	1,470円

を

に改める。

無料	無料
410円	480円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の秋田市市民サービスセンター条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る同日以後に納付すべき使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料および同日以後の使用に係る同日前に納付すべき使用料については、なお従前の例による。

提案理由

市民サービスセンターの施設の使用料の適正化を図るため、改正しようとするものである。

議案第138号

秋田市河辺総合福祉交流センター条例の一部を改正する件

秋田市河辺総合福祉交流センター条例の一部を次のように改正する。

令和5年11月28日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市河辺総合福祉交流センター条例の一部を改正する条例

秋田市河辺総合福祉交流センター条例（平成16年秋田市条例第85号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、後納させることができる。

第3条第3項を次のように改める。

- 3 第1項の規定にかかわらず、市民が保健福祉活動又は地域福祉活動に使用する場合（営利を目的とする場合を除く。）の同項の使用料は、無料とする。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

区分		使用料	
		単位	金額
施設	三世代交流ホール	1室1時間に つき	3,310円
	高齢者カルチャールーム		800円
	調理実習室		610円
	健康学習室		550円
附属設備	音響設備（マイクを除く。）	1設備1時間	3,430円

備考 使用時間が1時間に満たない場合は当該使用時間を1時間とし、使用時間に1時間に満たない端数がある場合は当該端数を1時間に切り上げる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の秋田市河辺総合福祉交流センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る同日以後に納付すべき使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料および同日以後の使用に係る同日前に納付すべき使用料については、なお従前の例による。

提案理由

河辺総合福祉交流センターの使用料の適正化を図るため、改正しようとするものである。

議案第139号

秋田市市民農園条例等の一部を改正する件

秋田市市民農園条例等の一部を次のように改正する。

令和5年11月28日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市市民農園条例等の一部を改正する条例

(秋田市市民農園条例の一部改正)

第1条 秋田市市民農園条例(平成16年秋田市条例第108号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「105円」および「115円」を「130円」に改める。

(秋田市雄和体験学習交流施設条例の一部改正)

第2条 秋田市雄和体験学習交流施設条例(平成16年秋田市条例第109号)の一部を次のように改正する。

別表中「310円」を「200円」に、「370円」を「240円」に、「210円」を「100円」に、「250円」を「120円」に改める。

(秋田市中高年齢労働者福祉センター条例の一部改正)

第3条 秋田市中高年齢労働者福祉センター条例(昭和58年秋田市条例第20号)の一部を次のように改正する。

別表中「1,079円」を「1,618円」に、「1,184円」を「1,776円」に、「534円」を「801円」に、「639円」を「958円」に、「754円」を「1,131円」に、「210円」を「315円」に、「2,100円」を「3,150円」に、「550円」を「825円」に、「5,500円」を「8,250円」に改める。

(秋田市勤労者体育センター条例の一部改正)

第4条 秋田市勤労者体育センター条例(昭和62年秋田市条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表中「1,571円」を「2,356円」に、「786円」を「1,178円」に、「105円」を「157円」に改める。

(秋田市勤労者総合福祉センター条例の一部改正)

第5条 秋田市勤労者総合福祉センター条例（平成16年秋田市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表多目的ホールの項中「27,500円」を「22,874円」に改め、同表第1リハーサル室の項中「2,200円」を「2,591円」に改め、同表第2リハーサル室の項中「2,200円」を「3,300円」に改め、同表第1会議室の項中「6,600円」を「9,900円」に改め、同表第2会議室の項中「6,600円」を「3,638円」に改め、同表第3会議室の項中「6,600円」を「5,732円」に改め、同項の次に次のように加える。

第4会議室	6,228円	6,228円	6,228円
-------	--------	--------	--------

別表の1の表和室文化教室の項中「4,400円」を「2,425円」に改め、同表茶室の項中「4,400円」を「2,200円」に改め、同表和室サークル室第1の項および和室サークル室第2の項中「2,200円」を「1,323円」に改め、同表サークル室の項中「2,200円」を「2,866円」に改め、同表視聴覚室の項中「6,600円」を「5,181円」に改め、同表調理実習室の項中「6,600円」を「5,898円」に改める。

別表の2の表中「8,800円」を「13,200円」に、「4,400円」を「6,600円」に、「2,200円」を「3,300円」に、「660円」を「990円」に改める。

(秋田市リフレッシュガーデン条例の一部改正)

第6条 秋田市リフレッシュガーデン条例（平成20年秋田市条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,630円」を「2,445円」に、「2,640円」を「3,455円」に、「20,370円」を「29,340円」に、「50,920円」を「73,350円」に改める。

(秋田市農山村地域活性化センター条例の一部改正)

第7条 秋田市農山村地域活性化センター条例（平成30年秋田市条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表中「138円」を「207円」に、「163円」を「244円」に、「205円」を「307円」に、「162円」を「243円」に、「405円」を「607円」に改め、同表の備考の1中「82円」を「123円」に、「92円」を「138円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の秋田市市民農園条例および第2条の規定による改正後の秋田市雄和体験学習交流施設条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る同日以後に納付すべき使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料および同日以後の使用に係る同日前に納付すべき使用料については、なお従前の例による。
- 3 第3条から第5条までおよび第7条の規定による改正後の秋田市中高年齢労働者福祉センター条例、秋田市勤労者体育センター条例、秋田市勤労者総合福祉センター条例および秋田市農山村地域活性化センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る同日以後に納付すべき利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金および同日以後の利用に係る同日前に納付すべき利用料金については、なお従前の例による。
- 4 第6条の規定による改正後の秋田市リフレッシュガーデン条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る同日以後に納付すべき利用料金について適用し、同日前の使用に係る使用料（秋田市リフレッシュガーデン条例の一部を改正する条例（令和5年秋田市条例第36号）による改正前の秋田市リフレッシュガーデン条例第4条の規定による使用料をいう。以下この項において同じ。）および同日以後の利用に係る同日前に納付すべき使用料については、なお従前の例による。

提案理由

市民農園の使用料等の適正化を図るため、改正しようとするものである。

議案第140号

秋田市太平山スキー場条例の一部を改正する件

秋田市太平山スキー場条例の一部を次のように改正する。

令和5年11月28日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市太平山スキー場条例の一部を改正する条例

秋田市太平山スキー場条例（昭和51年秋田市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表中	210円	を	315円	に改め、同表の備考の
	105円		157円	
	157円		235円	
	2,095円		3,142円	
	1,257円		1,885円	
	1,048円		1,572円	
	629円		943円	
	1,571円		2,356円	
	943円		1,414円	
	20,952円		31,428円	
	12,571円		18,856円	
	10,476円		15,714円	
	6,286円		9,429円	
	15,714円		23,571円	

9,429円	14,143円
1,886円	2,829円
943円	1,414円
1,414円	2,121円

1 中「2,100円」を「3,150円」に、「1,050円」を「1,570円」に、「1,570円」を「2,350円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

太平山スキー場のリフトの利用料金の適正化を図るため、改正しようとするものである。

議案第141号

秋田市都市公園条例の一部を改正する件

秋田市都市公園条例の一部を次のように改正する。

令和5年11月28日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市都市公園条例の一部を改正する条例

秋田市都市公園条例（昭和39年秋田市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1のウの表中「210円」を「310円」に、「430円」を「640円」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第8条、第9条関係）

公園名称	有料公園施設の種別又は名称	使用料				
		区分	単位	金額	備考	
千秋公園	千秋公園	最初の30分まで		1台	100円	使用期間は、毎年4月1日から11月30日までとする。
	有料駐車場	30分を超える30分までごとに		につき	100円	
	久保田城御隅櫓	個人	一般	1人	150円	団体使用とは、20人以上の団体で
	使用	高校生以下	1回	無料		
	団体	一般	につき	120円		

		使用	高校生以下			き	無料	使用する場 合をいう。
佐竹史料 館	個人 使用	使用	一般			1人	100円	団体使用と は、20人以 上の団体で 使用する場 合をいう。 年間使用と は、使用料 を納付した 日から起算 して1年間の 使用をいう。 年間使用の 使用料を納 付した者の 当該年間使 用の期間に 係る久保田 城御隅櫓の 使用料は、 無料とす る。
			高校生以下			1回	無料	
	団体 使用	使用	一般			につ き	80円	
			高校生以下				無料	
	年間使用						1人 1年 間につ き	
八 橋 運 動 公	陸上競技 場	貸切 使用	入場料 を徴収 する場 合	アマチ ュアス ポーツ に使用 する場	一般 高校生 以下	1時 間に つき	11,620円 無料（大 会、講習 会等に使 用すると	

園

	合			き、又は市民以外の者が使用するときは、5,810円)
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合		1日につき	最高入場の額の額につき100人分に相当する額(233,070円に満たない場合は、233,070円とする。)
入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般	1時間	5,800円
		高校生以下	間につき	無料(大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、1,870円)
	アマチ			29,070円

		ユアスポーツ以外に使用する場合			
個人 使用	一般		1人	460円	
	高校生以下		1日につき	無料（市民以外の方が使用するときは、230円）	
	一般		1人	7,840円	
	高校生以下		1年につき	無料（市民以外の方が使用するときは、3,920円）	
会議室			1室	210円	冷暖房設備を使用する場合は、1時間につき280円を加算する。
役員室（大）			1時間につき	210円	
役員室（小）				150円	

						算する。
陸上競技 場大型映 像装置	貸切 使用	入場料 を徴収 する場 合	アマチュアス ポーツに使用 する場合		1時 間に つき	4,580円
			アマチュアス ポーツ以外に 使用する場合			9,160円
		入場料 を徴収 しない 場合	アマチュアス ポーツに使用 する場合			2,290円
			アマチュアス ポーツ以外に 使用する場合			4,580円
陸上競技 場夜間照 明設備	貸切 使用	入場料 を徴収 する場 合	アマチ ュアス ポーツ に使用 する場 合	全点灯	1時 間に つき	20,880円
				全点灯 の2分 の1点 灯		10,440円
			アマチ ュアス ポーツ 以外に 使用す る場合	全点灯 の4分 の1点 灯		5,210円
				全点灯		41,750円
			アマチ ュアス ポーツ 以外に 使用す る場合	全点灯 の2分 の1点 灯		20,880円
				全点灯 の4分 の1点		10,440円

				灯			
		入場料	アマチ	全点灯		10,440円	
		を徴収	ユアス	全点灯		5,210円	
		しない	ポーツ	の2分			
		場合	に使用	の1点			
			する場合	灯			
			合	全点灯		2,600円	
				の4分			
				の1点			
				灯			
			アマチ	全点灯		20,880円	
			ユアス	全点灯		10,440円	
			ポーツ	の2分			
			以外に	の1点			
			使用する	灯			
			場合	全点灯		5,210円	
				の4分			
				の1点			
				灯			
硬式野球場	貸切使用	入場料を徴収する場合	アマチ ユアス ポーツ に使用する 場合	一般 高校生 以下	1時間につき	7,210円 無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき、又は、3,600円）	会議室の使用（冷暖房設備の使用を含む。）および放送設備の使用を含む。

	アマチ ュアス ポーツ 以外に 使用する 場合		1日 につ き	最高入場 料の額の 100人分 に相当す る額（そ の額が 161,850 円に満た ない場 合は、 161,850 円とす る。）
入場料 を徴収 しない 場合	アマチ ュアス ポーツ に使用 する場 合	一般	1時 間に つき	2,350円
		高校生 以下		無料（大 会、講習 会等に使 用すると きは、 780円）
	アマチ ュアス ポーツ 以外に 使用す			7,210円

				る場合			
		会議室			1室 1時間につき	160円	冷暖房設備を使用する場合は、1時間につき、冷房設備にあつては50円、暖房設備にあつては70円を加算する。
相撲場	貸切 使用	アマチュアスポーツに使用する場合	一般	1時間につき	220円	無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するときには、220円）	
			高校生以下				
		アマチュアスポーツ以外に使用する場合				1,090円	
球技場	貸切 使用	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場	一般	1時間につき	11,770円	会議研修室および役員記録室の使用（冷暖房設備の使用
				高校生以下			

					き、又は市民以外の者が使用するときは、5,800円)	を含む。) ならびにスコアボードの使用を含む。
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合		1日につき	最高入場料の額の100人分に相当する額(その額が235,710円に満たない場合は、235,710円とする。)		夜間照明設備を使用する場合は、1時間につき2,090円を加算する。
入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般 高校生以下	1時間につき	5,800円 無料(大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、1,960円)		

			アマチ ュアス ポーツ 以外に 使用す る場合		29,380円	
		会議研修室		1室 1時	100円	冷暖房設備 を使用する 場合は、1 時間につ き、冷房設 備にあつて は50円、暖 房設備にあ つては70円 を加算す る。
		役員記録室		間に つき	100円	
第2球技 場	貸切 使用	一般		1時 間に つき	930円	夜間照明設 備を使用す る場合は、 1時間につ き1,040円 を加算す る。
		高校生以下			無料（大 会、講習 会等に使 用すると き、又は 市民以外 の者が使 用すると きは、 310円）	
テニ	グリ	貸切	一般	1面	150円	

スコ ート	オン サン ドコ ート	使用	高校生以下		1時 間に つき	無料（大 会、講習 会等に使 用すると き、又は 市民以外 の者が使 用すると きは、70 円）		
	砂入 り人 工芝 コー ト	入場料を 徴収する 場合	一般			610円	無料（大 会、講習 会等に使 用すると き、又は 市民以外 の者が使 用すると きは、 300円）	夜間照明設 備を使用す る場合は、 1時間につ き270円を 加算する。
			高校生以下					
		入場料を 徴収しな い場合	一般	高校生以下	310円	無料（大 会、講習 会等に使 用すると き、又は 市民以外 の者が使 用すると		

					きは、 150円)	
多目的グ ラウンド	貸切 使用	一般	高校生以下	1時 間に つき	610円	夜間照明設 備を使用す る場合は、 1時間につ き、全点灯 （グラウン ド全体を照 明するため に、90灯を 点灯するこ とをいう。）にあ っては 1,670円、 部分点灯 （主にソフ トボール競 技、陸上競 技等に必要 な範囲を照 明するため に、48灯を 点灯するこ とをいう。）にあ っては830 円を加算す る。
					無料（大 会、講習 会等に使 用すると き、又は 市民以外 の者が使 用すると きは、 300円）	

古川町街区公園	土崎市民グラウンド	貸切使用	一般	1時間につき	610円	
			高校生以下		無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するときには、300円）	
	土崎市民グラウンド夜間照明設備	全点灯		1,460円	全点灯とは、グラウンド全体を照明するために、60灯を点灯することをいう。	
部分点灯		1,040円	部分点灯とは、主に野球競技に必要な範囲を照明するために、44灯を点灯することをいう。			
雄	野球場	貸切	一般	1面	610円	

物 川 河 川 緑 地		使用	高校生以下			1時 間に つき	無料（大 会、講習 会等に使 用すると き、又は 市民以外 の者が使 用すると きは、 300円）	
	テニスコ ート	貸切 使用	一般			1面	150円	
			高校生以下			1時 間に つき	無料（大 会、講習 会等に使 用すると き、又は 市民以外 の者が使 用すると きは、70 円）	
一 つ 森 公 園	国指定重 要文化財 旧黒澤家 住宅	個人 使用	一般			1人	150円	団体使用と は、20人以 上の団体で 使用する場 合をいう。
			高校生以下			1回	無料	
		団体 使用	一般			につ き	120円	
			高校生以下				無料	
コミュニ ティ体育 館（アリ ーナに限	貸切 使用 で入 場料	市民が体 育に使用 する と き。	全面	一般 高校生 以下	1時 間に つき	780円 無料（大 会、講習 会等に使		

る。)	を徴収しない場合			用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、390円)
		全面の2分の1	一般 高校生以下	390円 無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、190円)
		全面の4分の1	一般 高校生以下	190円 無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、90円)
		市民以外	全面	1,090円

		の者が体育に使用するとき。	全面の2分の1		540円
		するとき。	全面の4分の1		270円
		体育以外に使用するとき。	全面		2,350円
	貸切使用で入	体育に使用するとき。	全面		2,040円
	場料を徴収する場合	体育以外に使用するとき。	全面		7,060円
	貸切使用で営利を目的とする場合		全面		16,970円
	照明設備				530円
テニスコート	貸切使用	一般		1面	310円
		高校生以下		1時間につき	無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき）は、

					150円)	
弓道場	個人 使用	一般	午前使用	1人 につ き	220円	午前使用と は、午前9 時から正午 までの使用 をいう。
			午後使用		220円	
			夜間使用		220円	
	高校生以下	午前使用	無料（市 民以外の 者が使用 するとき は、70 円）	午後使用と は、正午か ら午後5時 までの使用 をいう。		
		午後使用	無料（市 民以外の 者が使用 するとき は、70 円）			
		夜間使用	無料（市 民以外の 者が使用 するとき は、70 円）			
貸切 使用	使用者が主 として小学 生、中学生 および高校 生のために 使用する場 合	1日使用		無料（大 会、講習 会等に使 用すると き、又は 市民以外 の者が使 用すると	1日使用と は、午前9 時から午後 5時までの 使用をい う。	

	きは、 1,240円)
午前使用	無料（大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するとききは、460円)
午後使用	無料（大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するとききは、780円)
夜間使用	無料（大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用すると

					きは、 620円)	
			使用者が主 として小学 生、中学生 および高校 生以外の者 のために使 用する場合	1日使用	3,760円	
				午前使用	1,410円	
				午後使用	2,350円	
				夜間使用	1,880円	
光 沼 近 隣 公 園	屋内多目 的運動場	貸切 使用	一般	半面	460円	照明設備を 使用する場 合は、半面 1時間につ き240円を 加算する。
			高校生以下	1時 間に つき	無料（大 会、講習 会等に使 用すると きは、 230円)	
テニスコ ート		貸切 使用	一般	1面	310円	
			高校生以下	1時 間に つき	無料（大 会、講習 会等に使 用すると きは、 市民以外 の者が使 用すると きは、	

						150円)	
北野田公園	アリーナ	貸切使用	入場料を徴収する場合	一般	半面	2,820円	
				高校生以下	1時間につき	無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、1,410円）	
			入場料を徴収しない場合	一般		1,410円	
				高校生以下		無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、700円）	
	テニスコート		入場料を徴収する場合	一般	1面	1,360円	
				高校生以下	1時間につき	無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外	

				の者が使用するときは、680円)
		入場料を徴収しない場合	一般	680円
			高校生以下	無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、340円）
会議室			1室 1時間につき	150円 冷暖房設備を使用する場合は、1時間につき、冷房設備にあつては210円、暖房設備にあつては230円を加算する。
北野田公園照明設備	アリーナ照明設備		全点灯の5分の1	120円

				点灯 1時 間 に つ き		
		テニスコート照明設備		1面 点灯 1時 間 に つ き	190円	1面点灯とは、テニスコート1面を照明するために8灯を点灯することをいう。
御 所 野 近 隣 公 園	野球場	貸切 使用	一般	1面	610円	
			高校生以下	1時 間 に つ き	無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するときには、300円）	
	テニスコ ート	貸切 使用	一般	1面	150円	
			高校生以下	1時 間 に つ き	無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外	

					の者が使用するときは、70円)
御 所 野 総 合 公 園	テニスコ ート	貸切 使用	一般	1面	150円
			高校生以下	1時 間に つき	無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、70円)
秋 操 近 隣 公 園	テニスコ ート	貸切 使用	一般	1面	310円
			高校生以下	1時 間に つき	無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、150円)

534円	宿泊利用と は、午後1 時から翌日
1,079円	
2,158円	

801円	宿泊利用と は、午後1 時から翌日
1,618円	
3,237円	

2,158円	の午前10時 (2日以上 連続して宿 泊する場合 における最 終日以外の 日にあつて は、午後1 時)までの 利用をい い、日帰り 利用とは、 午前10時か ら午後4時 までの利用 をいう。	3,237円	の午前10時 (2日以上 連続して宿 泊する場合 における最 終日以外の 日にあつて は、午後1 時)までの 利用をい い、日帰り 利用とは、 午前10時か ら午後4時 までの利用 をいう。
4,316円		6,474円	
4,191円		6,286円	
6,286円		9,429円	
11,524円		17,286円	
13,619円		20,428円	
216円	夜間照明設 備を利用す る場合は、 1時間につ き580円を 加算する。	310円	夜間照明設 備を利用す る場合は、 1時間につ き580円を 加算する。
108円		150円	
314円	団体利用と は、15人以 上の団体で 利用する場 合をいう。	471円	団体利用と は、15人以 上の団体で 利用する場 合をいう。
157円		235円	
524円		786円	
8,382円	を	18,864円	に
419円		628円	
6,286円		15,072円	
314円		471円	
4,191円		11,304円	

別表第3中

471円	回数券（11
367円	枚つづり）
262円	は、一般 5,240円、 中学生および高校生 4,190円、 小学生以下 3,140円と する。 3歳未満の 者の利用料 金は、無料 とする。
3,038円	宿泊利用と
2,410円	は、午後4 時から翌日 の午前9時 （2日以上 連続して宿 泊する場合 における最 終日以外の 日にあつて は、午後4 時）までの 利用をい い、入浴利

706円	回数券（11
550円	枚つづり）
393円	は、一般 7,860円、 中学生および高校生 6,280円、 小学生以下 4,710円と する。 3歳未満の 者の利用料 金は、無料 とする。
4,557円	宿泊利用と
3,615円	は、午後4 時から翌日 の午前9時 （2日以上 連続して宿 泊する場合 における最 終日以外の 日にあつて は、午後4 時）までの 利用をい い、入浴利

「用を含む。」 「用を含む。」

改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の秋田市都市公園条例別表第1および別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る同日以後に納付すべき使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料および同日以後の使用に係る同日前に納付すべき使用料については、なお従前の例による。

3 改正後の秋田市都市公園条例別表第3の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る同日以後に納付すべき利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金および同日以後の利用に係る同日前に納付すべき利用料金については、なお従前の例による。

提案理由

都市公園の施設の使用料等の適正化を図るため、改正しようとするものである。

議案第142号

秋田市立学校使用料条例および秋田市太平山自然学習センター条例の一部を改正する件

秋田市立学校使用料条例および秋田市太平山自然学習センター条例の一部を次のように改正する。

令和5年11月28日提出

秋田市長 穂積 志

秋田市立学校使用料条例および秋田市太平山自然学習センター条例の一部を改正する条例

(秋田市立学校使用料条例の一部改正)

第1条 秋田市立学校使用料条例(昭和23年秋田市条例第38号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「430円」を「640円」に、「100円」を「150円」に、「210円」を「310円」に改める。

(秋田市太平山自然学習センター条例の一部改正)

第2条 秋田市太平山自然学習センター条例(平成15年秋田市条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表宿泊室の項中「2,200円」を「2,600円」に、「1,100円」を「1,300円」に改め、同表テントサイトの項中「1,200円」を「1,800円」に改め、同表浴室の項中「100円」を「150円」に改め、同表の備考の3中「300円」を「340円」に、「150円」を「170円」に改め、同表の備考の6中「100円」を「110円」に改め、別表の2の表中

「

800円
600円
1,200円

を「

1,200円
900円
1,800円

に改める。

500円	750円
300円	450円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の秋田市立学校使用料条例および第2条の規定による改正後の秋田市太平山自然学習センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る同日以後に納付すべき使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料および同日以後の使用に係る同日前に納付すべき使用料については、なお従前の例による。

提案理由

市立学校の施設使用料等の適正化を図るため、改正しようとするものである。

議案第143号

秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する件

秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和5年11月28日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年秋田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第10条中「、株式会社のうち」および「の4分の1以上」を削り、「もので」を「株式会社で」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年3月31日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第10条の規定は、この条例の施行の日以後に公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第1項の任命権者の要請に応じて退職した者について適用する。

提案理由

退職派遣をすることができる株式会社の要件を改めるため、改正しよう

とするものである。

議案第144号

秋田市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する件

秋田市個人番号の利用に関する条例の一部を次のように改正する。

令和5年11月28日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

秋田市個人番号の利用に関する条例（平成27年秋田市条例第56号）の一部を次のように改正する。

別表第1の7の項を次のように改める。

7 市長	結婚に伴う生活の支援に係る補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
------	---------------------------------------

別表第2の15の項を次のように改める。

15 市長	結婚に伴う生活の支援に係る補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
-------	---------------------------------------	---------------------

附 則

この条例は、令和6年7月1日から施行する。

提案理由

個人番号を利用することができる事務および特定個人情報を加えるため、改正しようとするものである。

議案第145号

地方独立行政法人市立秋田総合病院第3期中期目標を定める件

次のとおり地方独立行政法人市立秋田総合病院第3期中期目標を定めることについて、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和5年11月28日提出

秋田市長 穂 積 志

地方独立行政法人市立秋田総合病院第3期中期目標

昭和初期に開設された「市立秋田診療所」および「市立上野病院」を前身とする市立秋田総合病院は、以来、高度な医療などを総合的に提供する公的医療機関としての役割を果たしつつ、様々な状況の変化に対して迅速かつ的確に対応するため、平成26年4月1日に地方独立行政法人市立秋田総合病院（以下「市立病院」という。）に移行した。

市立病院は、平成31年度から令和5年度までを計画期間とする中期目標（以下「第2期中期目標」という。）の下、「すべての人々の幸福のため、良質で安全な医療を提供し続けます」を理念に掲げ、理事長をトップとして経営の自立を図りながら、職員の確保等により、市民のニーズや新たな医療課題に適切に対応してきたほか、令和4年10月には新病院を開院し、高度・専門的な医療の提供等をさらに充実させ、良質で安全な医療を提供してきている。

この間、新型コロナウイルス感染症の流行が市立病院の運営に与えた影響は大きく、従来の高度・専門医療等の政策医療を提供しつつ、同感染症に対応するため、感染者の入院病床の整備や発熱外来の実施などを積極的に行い、市民の安全・安心に大きく貢献した。一方、長引くコロナ禍による患者の受診控えや院内クラスターの発生に伴う一般診療の一時停止等の

影響により経営環境は厳しく、新病院への移設等による費用の増加もあることから、今後の収支状況の改善は、喫緊の課題となっている。

また、新型コロナウイルス感染症、人口減少や少子高齢化等の進展、医師・看護師等の確保と働き方改革への対応など、医療を取り巻く環境が変化する中で、医療の需給状況や疾病構造の変化に対応した地域医療の確保が求められている。

こうした社会情勢の変化のほか、第2期中期目標期間で達成した成果、秋田県医療保健福祉計画、秋田県地域医療構想等を踏まえ、市立病院は、安定した経営基盤を確保しながら、引き続き市民の多様なニーズに応え、総合的かつ高度な医療を提供する地域の中核的な公的医療機関の役割を果たし、これまで以上に市民に信頼される病院として、良質で安全な医療を提供し続けるものとする。

このことにより、本市が目指す将来都市像である「健康で安全安心に暮らせるまち」の実現に向け、市民の健康の維持および増進に寄与することを強く求めるものである。

第1 中期目標の期間

中期目標の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とする。

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 良質で安全な医療の提供

(1) 高度な医療の提供

診療機能の更なる充実を図るとともに、医療機器を計画的に整備し、市民の多様なニーズに応える高度な医療を提供すること。

(2) 救急医療の提供

本市が属する二次医療圏の二次救急病院として、地域の医療機関や各消防本部と連携を図り、救急医療を積極的に提供すること。

(3) 採算性は低いが公的医療機関として担うべき医療の提供

公的医療機関として、結核・精神・感染症等の採算性が低く民間医療機関では提供が不十分な医療についても継続して提供すること。

(4) 健診体制の充実

疾病の予防や早期発見・早期治療のための人間ドックをはじめ、健診業務等の充実を図ること。

(5) 医療安全対策等の強化

市民に信頼される安全な医療を提供するため、医療安全対策および院内感染防止対策の強化を図ること。

(6) 女性と子どもに優しい病院づくり

女性特有の疾患に関する医療の充実を図るとともに、小児科救急を引き続き実施し、小児医療の充実を図ること。また、市の子ども関連施策と連携して病児保育所を継続して運営すること。

(7) 高齢者に対する適切な医療の提供

加齢に伴う身体的および精神的症状を持つ高齢者に対し、適切な医療を提供すること。

(8) 患者の視点に立った医療の実施

患者や家族の権利を尊重し、患者の視点に立った医療を心がけ、患者サービスの一層の向上を図り、より市民に信頼される病院を目指すこと。また、患者満足度調査の実施および結果の分析により、業務運営の改善を図り、全ての患者さんの満足に努めること。

2 医療に関する調査および研究

医療の発展に寄与するとともに、市立病院が提供する医療の質の向上を図るため、医療に関する調査および研究を推進すること。

3 人材の確保と育成

(1) 医療職の人材の確保

良質で安全な医療を提供し、市立病院が担うべき医療機能を充実させるため、必要な人材の確保を図ること。

(2) 人材育成

市立病院が提供する医療水準の更なる向上を図るため、職員の医療に関する知識や技術の向上に努めること。

4 地域医療への貢献

(1) 地域の医療機関等との連携強化

地域の医療機関との連携を推進するため、地域医療支援病院として承認されることを目指すとともに、地域の医療、保健、福祉および介護の関係機関との連携を強化し、地域医療へ貢献すること。

(2) 教育研修の推進

研修医や実習生を積極的に受け入れ、地域の医療を担う医療従事者を育成すること。

(3) 市民への保健医療情報の提供・発信

市民の健康づくりを推進するため、市の関係機関と連携して医療や健康に関する情報の発信および普及啓発に努めること。また、院内教室等を開催した際には、受講者の理解度等の把握を行うこと。

5 災害時および新たな感染症発生時の体制強化

災害時等に即応できる人材を確保・育成し、不測の事態にも対応できる体制や災害時等に県内外の医療機関等と協力できる体制の強化を図ること。

また、新たな感染症の発生時等に関係機関と連携し、迅速に対応できる体制の強化を図ること。

第3 業務運営の改善および効率化に関する事項

1 経営企画・分析力の向上

医療事務等の高い専門性を持つ人材の育成や採用により、病院経営に関する企画・分析力を向上させ、経営の改善に努めること。また、必要に応じて、外部アドバイザーの活用についても検討すること。

2 外部評価

客観的かつ専門的な立場からの外部評価を受け、その結果等の公表により病院運営の透明性を確保するとともに、指摘された課題について改善を図ること。

3 効率的な診療体制の推進

情報通信技術の活用等による業務の効率化や診療科間のスムーズな連携により、効率的な医療を提供できる診療体制を推進すること。

4 医業収入の確保

病床利用率の向上や診療報酬改定等の制度改正への迅速かつ適切な

対応により、確実に医業収入を確保すること。

5 経費の節減

医療機器、診療材料、医薬品等の購入方法の見直しなどにより、経費を節減すること。

第4 財務内容の改善に関する事項

良質な医療を安定的に継続して提供していくため、「第3 業務運営の改善および効率化に関する事項」に記載する事項を着実に実行し、安定した財務基盤を確立すること。また、このことにより中期目標期間中に経常収支の黒字化を図ること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 法令・行動規範の遵守

医療法をはじめとする各種関係法令を遵守し、患者の人権に配慮した倫理と行動規範を確立すること。また、公益通報制度の周知を図ること。

2 内部統制の推進

業務執行が法令等に適合すること等を確保するための体制および業務執行の障害となるリスクに対応するための体制を適切に運用し、内部統制の取組を推進すること。また、適切な情報セキュリティ対策を講じること。

3 人事制度の運用等

(1) 人事評価制度の運用

職員の意欲を高め、能力を最大限に発揮させるため、勤務成績等を適正に評価する人事評価制度を運用するとともに、その評価結果を反映する給与制度などについて検討すること。

(2) 就労環境の整備

ワーク・ライフ・バランスの推進、育児・介護等との両立支援等を図るとともに、引き続き院内保育所を運営し、職員が健康的に働き続けることができる就労環境の整備に努めること。また、医師の働き方改革を踏まえ、適切な制度運用を行うこと。

提案理由

地方独立行政法人市立秋田総合病院第3期中期目標を定めるため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第146号

秋田市雄和観光交流館等の指定管理者を指定する件

次により秋田市雄和観光交流館等の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年11月28日提出

秋田市長 穂 積 志

- | | |
|---------|---|
| 1 施設名 | 秋田市雄和観光交流館
秋田市雄和里の家
秋田市雄和観光農産物加工所
秋田市雄和ふるさと温泉
秋田市雄和コテージ
秋田市雄和サイクリングターミナル |
| 2 指定管理者 | 秋田市雄和妙法字糠塚1番地1
株式会社雄和振興公社
代表取締役社長 奥 田 正 樹 |
| 3 指定の期間 | 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで |

提案理由

雄和観光交流館等の指定管理者を指定するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第147号

秋田市文化創造館の指定管理者を指定する件

次により秋田市文化創造館の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年11月28日提出

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市文化創造館
- 2 指定管理者 秋田市新屋大川町12番3号
アトリエももさだ内
NPO法人アーツセンターあきた
理事長 藤 浩 志
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

提案理由

文化創造館の指定管理者を指定するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第148号

秋田市勤労者総合福祉センター等の指定管理者を指定する件

次により秋田市勤労者総合福祉センター等の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年11月28日提出

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市勤労者総合福祉センター
秋田市中高年齢労働者福祉センター
秋田市勤労者体育センター
- 2 指定管理者 秋田市御所野地藏田三丁目1番1号
一般財団法人秋田市勤労者福祉振興協会
理事長 三 浦 廣 巳
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

提案理由

勤労者総合福祉センター等の指定管理者を指定するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第149号

秋田市職業訓練センターの指定管理者を指定する件

次により秋田市職業訓練センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年11月28日提出

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市職業訓練センター
- 2 指定管理者 秋田市寺内字三千刈321番地1
職業訓練法人秋田中央職業訓練協会
会長 阿 部 文 雄
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

提案理由

職業訓練センターの指定管理者を指定するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第150号

秋田市リフレッシュガーデンの指定管理者を指定する件

次により秋田市リフレッシュガーデンの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年11月28日提出

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市リフレッシュガーデン
- 2 指定管理者 秋田市御所野地蔵田二丁目2番1号
株式会社松美造園建設工業
代表取締役 中 村 淳
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

提案理由

リフレッシュガーデンの指定管理者を指定するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第151号

秋田市農山村地域活性化センターの指定管理者を指定する件

次により秋田市農山村地域活性化センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年11月28日提出

秋田市長 穂 積 志

- | | |
|---------|--|
| 1 施設名 | 秋田市農山村地域活性化センター |
| 2 指定管理者 | 秋田市土崎港中央三丁目3番15号
株式会社バウハウス
代表取締役 森 川 亮 |
| 3 指定の期間 | 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで |

提案理由

農山村地域活性化センターの指定管理者を指定するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第152号

秋田市太平山スキー場および太平山リゾート公園の指定管理者を指定する件

次により秋田市太平山スキー場および太平山リゾート公園の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年11月28日提出

秋田市長 穂 積 志

- | | |
|---------|--|
| 1 施設名 | 秋田市太平山スキー場
太平山リゾート公園 |
| 2 指定管理者 | 秋田市仁別字マンタラメ213番地
太平山観光開発株式会社
代表取締役社長 村 田 隆 一 |
| 3 指定の期間 | 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで |

提案理由

太平山スキー場および太平山リゾート公園の指定管理者を指定するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第153号

市道路線を認定する件

次の道路を市道路線に認定することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和5年11月28日提出

秋田市長 穂 積 志

路線名	起点地番	重要な 経過地	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
	終点地番			
新屋豊町18号 線	新屋豊町551番9地先		54.10	6.00
	新屋豊町551番10地先			
新屋朝日町25 号線	新屋朝日町40番14地先		152.60	6.00
	新屋割山町100番18地先			
新屋朝日町26 号線	新屋朝日町40番15地先		155.30	6.00
	新屋割山町100番28地先			
新屋前野町26 号線	新屋前野町130番5地先		41.40	6.00
	新屋前野町130番8地先			
西潟敷15号線	仁井田字西潟敷27番9地先		60.50	6.00
	仁井田字西潟敷27番4地先			
手形西谷地63 号線	手形字西谷地129番地先		108.70	6.00
	手形字西谷地114番1地先			
手形西谷地64 号線	手形字西谷地131番1地先		50.90	6.00
	手形字西谷地129番地先			
手形西谷地65 号線	手形字西谷地112番1地先		50.90	6.00
	手形字西谷地114番4地先			
手形西谷地66 号線	手形字西谷地117番2地先		60.30	6.00
	手形字西谷地117番1地先			
手形西谷地67 号線	手形字西谷地50番1地先		98.50	4.00 ～ 6.00
	手形字西谷地18番3地先			
手形十七流35 号線	手形字十七流210番地先		95.20	6.00
	手形字十七流171番2地先			
手形十七流36 号線	手形字十七流85番3地先		95.00	6.00
	手形字十七流90番2地先			
手形十七流37 号線	手形字十七流210番地先		91.70	6.00
	手形字十七流86番2地先			
手形十七流38 号線	手形字十七流165番1地先		91.00	6.00
	手形字十七流88番3地先			

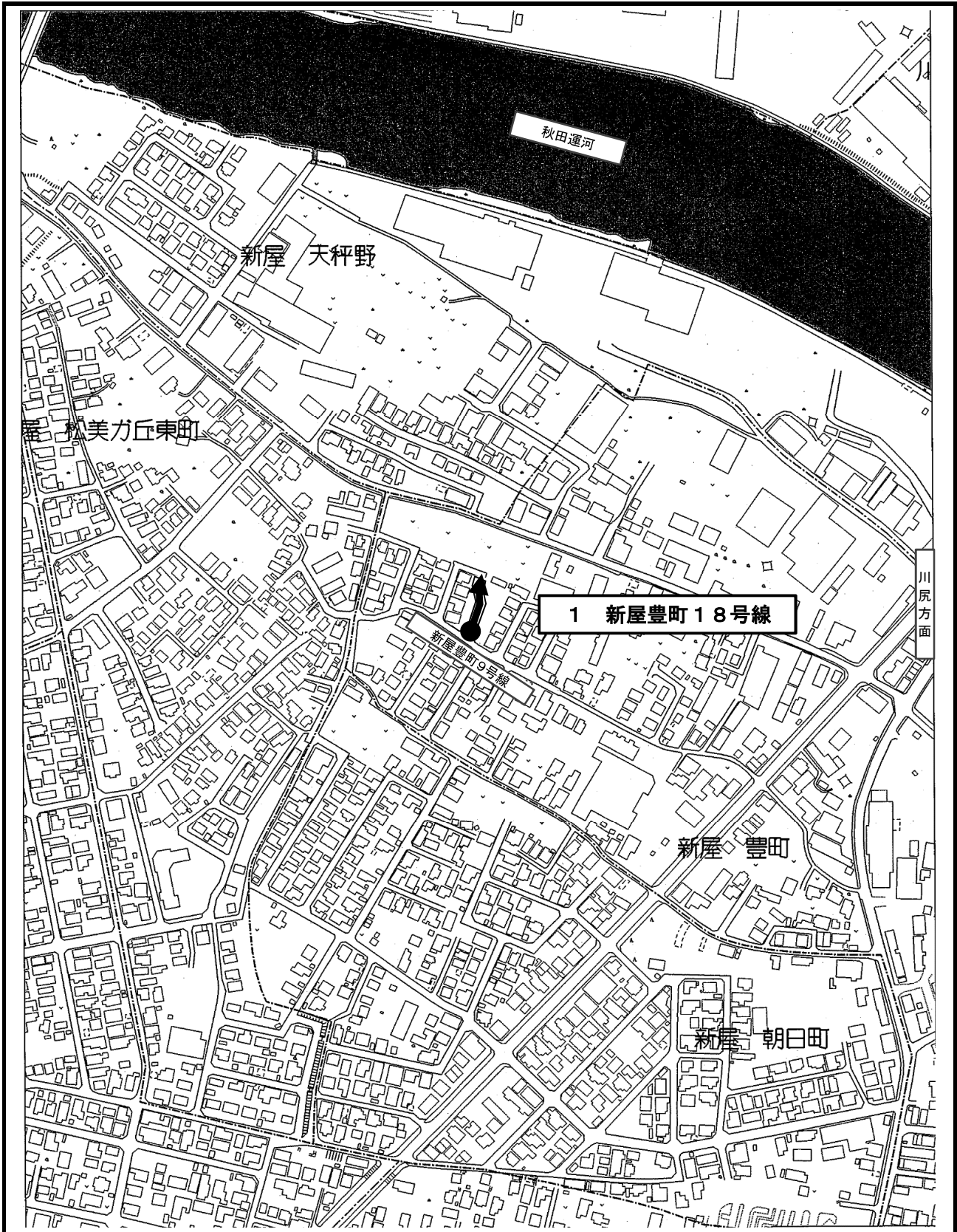
路 線 名	起 点 地 番	重要な 経過地	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
	終 点 地 番			
茨島四丁目20 号線	茨島四丁目404番9地先		55.60	6.00
	茨島四丁目403番3地先			
茨島四丁目21 号線	茨島四丁目159番6地先		62.40	6.00
	茨島四丁目159番9地先			
茨島四丁目22 号線	茨島四丁目127番2地先		54.20	6.00
	茨島四丁目78番12地先			

提案理由

宅地造成に伴い新設された道路等を一般交通の用に供するため、市道路線に認定しようとするものである。

番号	路線名	延長(メートル)	幅員(メートル)
1	新屋豊町18号線	54.10	6.00
2	新屋朝日町25号線	152.60	6.00
3	新屋朝日町26号線	155.30	6.00
4	新屋前野町26号線	41.40	6.00
5	西潟敷15号線	60.50	6.00
6	手形西谷地63号線	108.70	6.00
7	手形西谷地64号線	50.90	6.00
8	手形西谷地65号線	50.90	6.00
9	手形西谷地66号線	60.30	6.00
10	手形西谷地67号線	98.50	4.00～6.00
11	手形十七流35号線	95.20	6.00
12	手形十七流36号線	95.00	6.00
13	手形十七流37号線	91.70	6.00
14	手形十七流38号線	91.00	6.00
15	茨島四丁目20号線	55.60	6.00
16	茨島四丁目21号線	62.40	6.00
17	茨島四丁目22号線	54.20	6.00
合計延長		1,378.30	

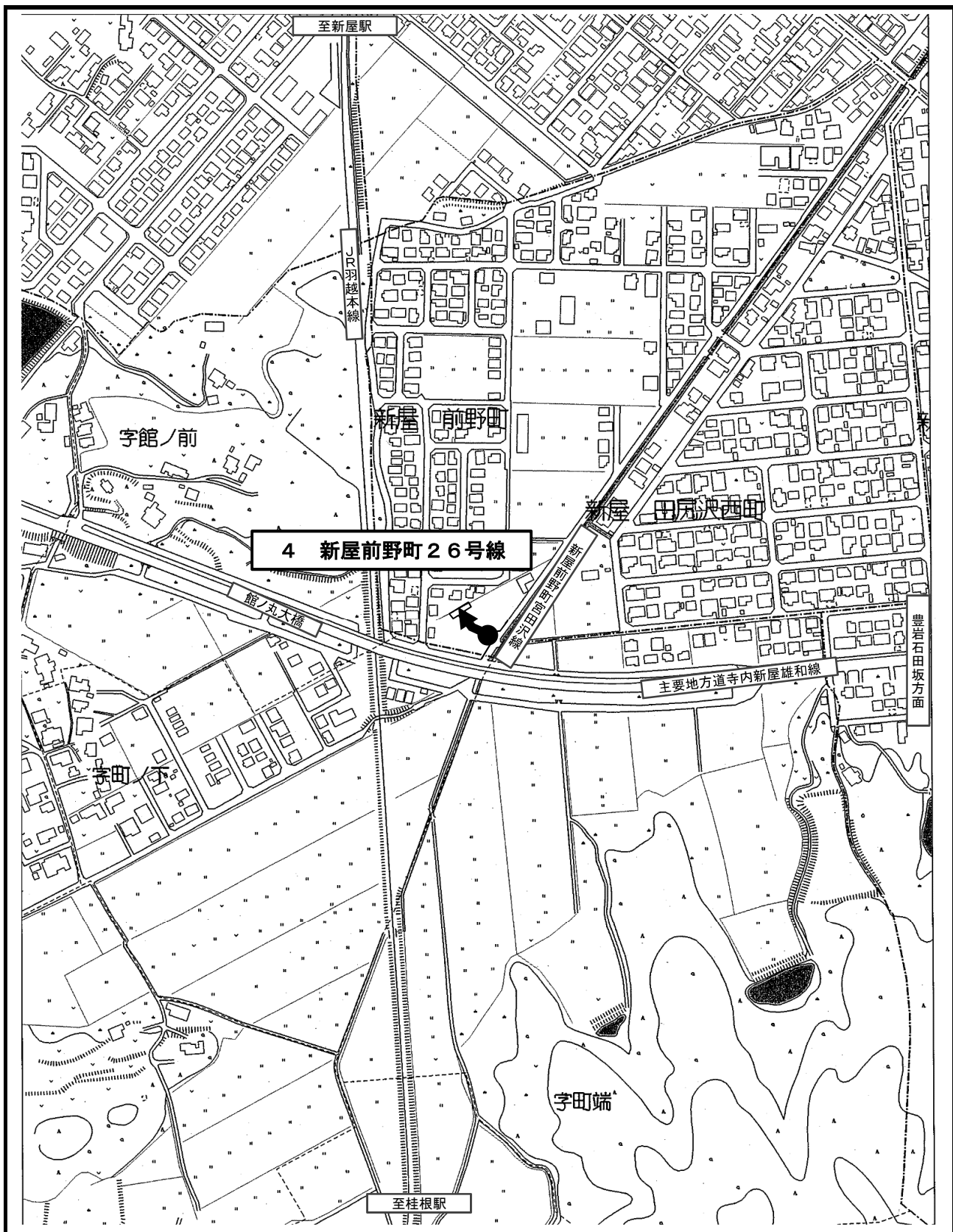
新屋豊町18号線



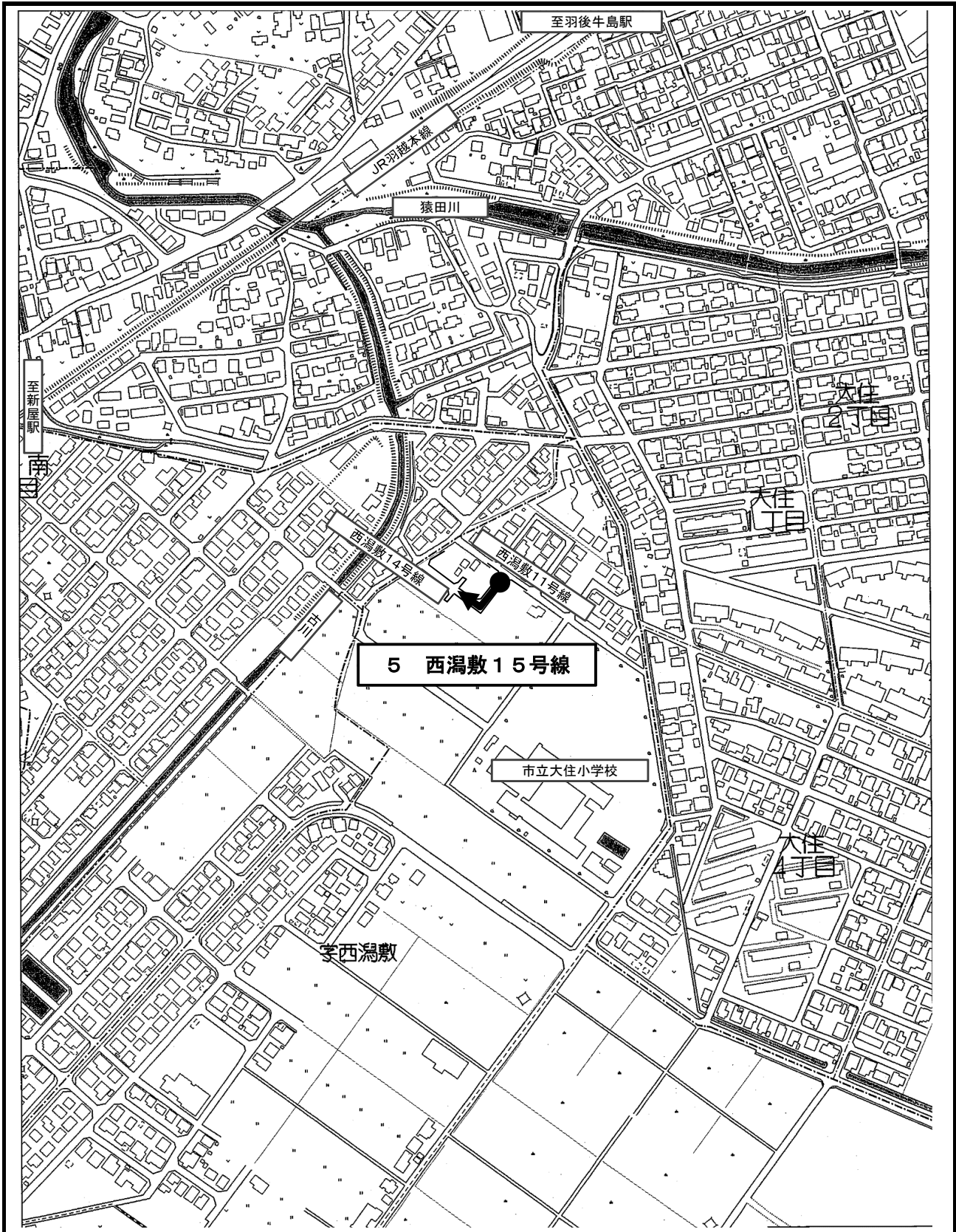
新屋朝日町25号線～26号線



新屋前野町 26号線



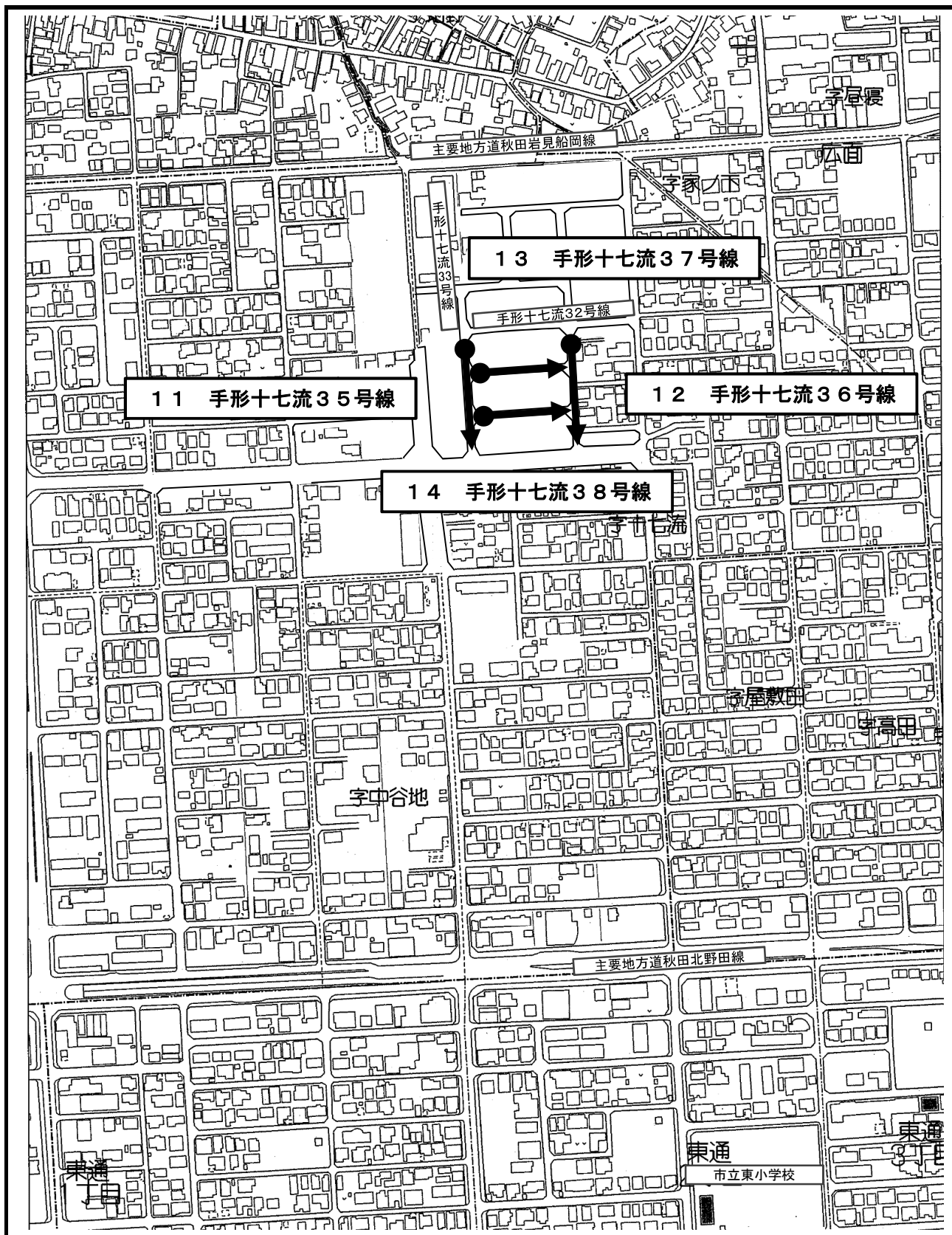
西潟敷15号線



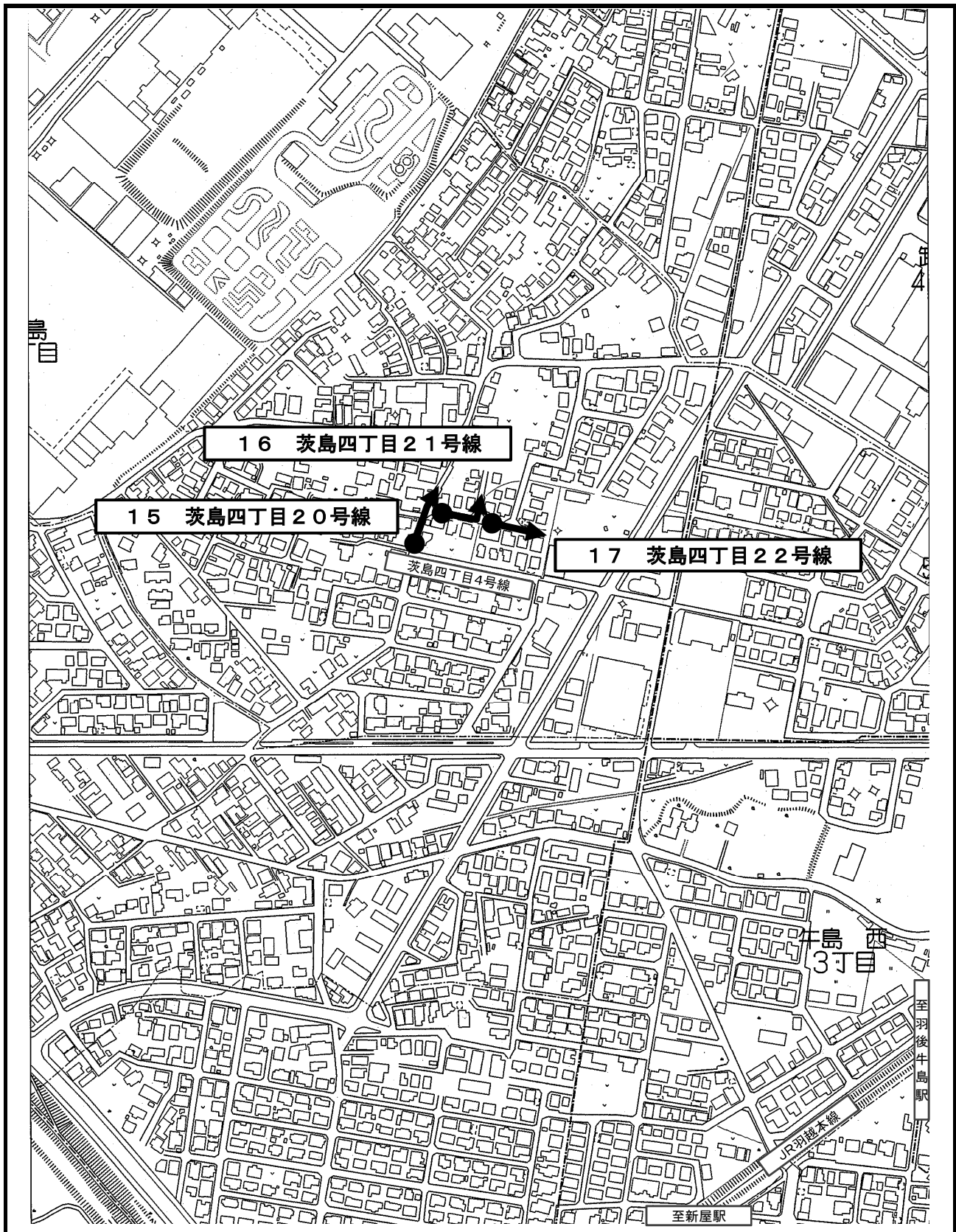
手形西谷地 6 3 号線 ~ 6 7 号線



手形十七流35号線～38号線



茨島四丁目20号線～22号線



議案第154号

古川排水機場連絡道路橋梁整備工事（下部工）請負契約の変更契約を締結する件

次により工事請負変更契約を締結することについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和5年11月28日提出

秋田市長 穂 積 志

- 1 契約年月日 令和5年2月24日
- 2 工 事 名 古川排水機場連絡道路橋梁整備工事（下部工）
- 3 工 事 場 所 四ツ小屋字中山地内
- 4 変 更 事 項 契約金額「147,730,000円」を「160,751,800円」に変更する。
- 5 契約の相手方 秋田市山王五丁目9番2号
中田建設株式会社
代表取締役社長 中 田 赳
- 6 変 更 理 由 埋戻材の購入土への変更や水替工の増工などに伴い工事費を変更する必要があることによる。

提案理由

古川排水機場連絡道路橋梁整備工事（下部工）請負契約の変更契約を締結するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第155号

佐竹史料館建設建築工事請負契約を締結する件

次により工事請負契約を締結することについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和5年11月28日提出

秋田市長 穂 積 志

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 工 事 名 | 佐竹史料館建設建築工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 秋田市千秋公園6番1の一部、6番3の一部、4番19の一部 |
| 3 | 契 約 方 法 | 総合評価落札方式による公募型指名競争入札 |
| 4 | 契 約 金 額 | 1,283,150,000円 |
| 5 | 契 約 の 相 手 方 | 中央土建・長谷駒・石井特定建設工事共同企業体
代表者 秋田市大町一丁目3番8号
秋田ディライトビル1階
中央土建株式会社
代表取締役 伊 藤 久 嗣 |

提案理由

佐竹史料館建設建築工事を施行するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第156号

佐竹史料館建設電気設備工事請負契約を締結する件

次により工事請負契約を締結することについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和5年11月28日提出

秋田市長 穂 積 志

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 工 事 名 | 佐竹史料館建設電気設備工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 秋田市千秋公園6番1の一部、6番3の一部、4番19の一部 |
| 3 | 契 約 方 法 | 総合評価落札方式による公募型指名競争入札 |
| 4 | 契 約 金 額 | 323,400,000円 |
| 5 | 契 約 の 相 手 方 | 本荘電気・羽後電設特定建設工事共同企業体
代表者 秋田市八橋本町三丁目3番3号
本荘電気工業株式会社
代表取締役社長 塩 谷 久 樹 |

提案理由

佐竹史料館建設電気設備工事を施行するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第157号

佐竹史料館建設機械設備工事請負契約を締結する件

次により工事請負契約を締結することについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和5年11月28日提出

秋田市長 穂 積 志

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 工 事 名 | 佐竹史料館建設機械設備工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 秋田市千秋公園6番1の一部、6番3の一部、4番19の一部 |
| 3 | 契 約 方 法 | 総合評価落札方式による公募型指名競争入札 |
| 4 | 契 約 金 額 | 432,300,000円 |
| 5 | 契約の相手方 | 山二・羽後・北勢特定建設工事共同企業体
代表者 秋田市山王五丁目1番7号
山二施設工業株式会社
代表取締役社長 阿 部 公 雄 |

提案理由

佐竹史料館建設機械設備工事を施行するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第158号

佐竹史料館建設展示工事請負契約を締結する件

次により工事請負契約を締結することについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和5年11月28日提出

秋田市長 穂 積 志

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 工 事 名 | 佐竹史料館建設展示工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 秋田市千秋公園6番1の一部、6番3の一部、4番19の一部 |
| 3 | 契 約 方 法 | 総合評価落札方式による公募型指名競争入札 |
| 4 | 契 約 金 額 | 528,000,000円 |
| 5 | 契約の相手方 | 丹青社・アートシステム建設工事共同企業体
代表者 東京都港区港南一丁目2番70号
株式会社丹青社
代表取締役 小 林 統 |

提案理由

佐竹史料館建設展示工事を施行するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第159号

除雪グレーダを買い入れる件

次により物品を買入れすることについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第3条の規定により議会の議決を求める。

令和5年11月28日提出

秋田市長 穂 積 志

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 物 品 名 | 除雪グレーダ 3. 1 m級 |
| 2 | 契 約 方 法 | 公募型指名競争入札 |
| 3 | 契 約 金 額 | 28,490,000円 |
| 4 | 契 約 の 相 手 方 | 秋田市川尻大川町9番48号
コマツ秋田株式会社秋田支店
支店長 武 藤 貴 徳 |

提案理由

除雪グレーダを買入れするため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第160号

小型除雪車を買い入れる件

次により物品を買入れすることについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第3条の規定により議会の議決を求める。

令和5年11月28日提出

秋田市長 穂 積 志

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 物 品 名 | 小型除雪車 1.3 m級 |
| 2 | 契 約 方 法 | 公募型指名競争入札 |
| 3 | 契 約 金 額 | 51,040,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 秋田市川尻町字大川反233番地の12
藤高自動車興業株式会社
代表取締役 高 田 栄 相 |

提案理由

小型除雪車を買入れするため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第161号

除雪ドーザ（ローダ兼用）を買い入れる件

次により物品を買入れすることについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第3条の規定により議会の議決を求める。

令和5年11月28日提出

秋田市長 穂 積 志

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 物 品 名 | 除雪ドーザ（ローダ兼用）11t級 |
| 2 | 契 約 方 法 | 公募型指名競争入札 |
| 3 | 契 約 金 額 | 19,580,000円 |
| 4 | 契 約 の 相 手 方 | 秋田市寺内字神屋敷295番地62
ロジスネクスト東北株式会社秋田支店
支店長 佐 藤 善 宏 |

提案理由

除雪ドーザ（ローダ兼用）を買入れするため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第162号

救助資機材搭載型消防ポンプ自動車を買入れる件

次により物品を買入れすることについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第3条の規定により議会の議決を求める。

令和5年11月28日提出

秋田市長 穂 積 志

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 物 品 名 | 救助資機材搭載型消防ポンプ自動車 |
| 2 | 契 約 方 法 | 公募型指名競争入札 |
| 3 | 契 約 金 額 | 32,450,000円 |
| 4 | 契 約 の 相 手 方 | 秋田市山王六丁目1番1号
猿田興業株式会社
代表取締役社長 猿 田 知 久 |

提案理由

救助資機材搭載型消防ポンプ自動車を買入れするため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第163号

令和5年度秋田市一般会計補正予算（第8号）

令和5年度秋田市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ556,210千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ154,711,216千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（市債の補正）

第2条 市債の変更は、「第2表 市債補正」による。

令和5年11月28日提出

秋田市長 穂 積 志

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
16	国庫支出金	29,734,279	493,909	30,228,188
	2 国庫補助金	8,883,159	493,909	9,377,068
20	繰入金	5,893,651	11,301	5,904,952
	2 基金繰入金	5,632,722	11,301	5,644,023
23	市債	13,604,400	51,000	13,655,400
	1 市債	13,604,400	51,000	13,655,400
	歳入合計	154,155,006	556,210	154,711,216

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	民生費	58,488,296	556,210	59,044,506
	1 社会福祉費	27,849,643	493,909	28,343,552
	5 災害救助費	1,666,889	62,301	1,729,190
	歳 出 合 計	154,155,006	556,210	154,711,216

第2表 市債補正

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
災害救助費	千円 55,000	千円 51,000	千円 106,000			
計	13,604,400	51,000	13,655,400			

議案第164号

令和5年度秋田市一般会計補正予算（第9号）

令和5年度秋田市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,703,061千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ156,414,277千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の補正は、「第4表 債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第5条 市債の変更は、「第5表 市債補正」による。

令和5年11月28日提出

秋田市長 穂 積 志

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
12	地方交付税	23,393,217	6,387	23,399,604
	1 地方交付税	23,393,217	6,387	23,399,604
16	国庫支出金	30,228,188	780,259	31,008,447
	1 国庫負担金	20,778,315	242,121	21,020,436
	2 国庫補助金	9,377,068	538,138	9,915,206
17	県支出金	12,904,796	111,470	13,016,266
	2 県補助金	4,382,280	111,470	4,493,750
18	財産収入	188,179	7,241	195,420
	2 財産売払収入	44,189	7,241	51,430
19	寄附金	694,952	1,000	695,952
	1 寄附金	694,952	1,000	695,952
20	繰入金	5,904,952	490,632	6,395,584
	2 基金繰入金	5,644,023	490,632	6,134,655
22	諸収入	8,286,140	1,772	8,287,912
	5 雑入	1,287,809	1,772	1,289,581
23	市債	13,655,400	304,300	13,959,700
	1 市債	13,655,400	304,300	13,959,700
	歳 入 合 計	154,711,216	1,703,061	156,414,277

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	14,003,436	454,908	14,458,344
	1 総務管理費	12,119,012	366,221	12,485,233
	2 徴税費	1,018,207	82,203	1,100,410
	3 戸籍住民基本台帳費	475,767	5,071	480,838
	6 監査委員費	83,798	1,413	85,211
3	民生費	59,044,506	16,946	59,061,452
	1 社会福祉費	28,343,552	16,946	28,360,498
4	衛生費	17,016,294	△13,256	17,003,038
	1 環境衛生費	857,873	28,586	886,459
	2 保健所費	4,818,109	2,831	4,820,940
	3 清掃費	8,831,568	△61,200	8,770,368
	7 母子衛生費	1,070,837	16,527	1,087,364
5	労働費	610,737	3,278	614,015
	1 労働諸費	610,737	3,278	614,015
6	農林水産業費	3,270,496	99,495	3,369,991
	1 農業費	2,357,739	99,495	2,457,234
7	商工費	9,322,678	194,084	9,516,762
	1 商工費	9,322,678	194,084	9,516,762
8	土木費	16,555,103	211,481	16,766,584
	2 道路橋りょう費	3,965,153	169,478	4,134,631
	3 河川費	2,329,597	7,262	2,336,859
	5 都市計画費	4,621,186	30,741	4,651,927
	7 住宅費	935,135	4,000	939,135
9	消防費	4,451,245	21,401	4,472,646
	1 消防費	4,451,245	21,401	4,472,646
10	教育費	13,760,846	323,079	14,083,925

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	1 教育総務費	1,713,256	67,684	1,780,940
	2 小学校費	4,681,853	115,212	4,797,065
	3 中学校費	1,277,666	71,597	1,349,263
	4 高等学校費	857,791	1,570	859,361
	6 社会教育費	2,578,963	52,241	2,631,204
	7 保健体育費	765,593	13,852	779,445
	8 専修学校費	141,672	923	142,595
11	災害復旧費	2,892,621	391,645	3,284,266
	1 農林水産施設災害復旧費	1,859,627	0	1,859,627
	2 公共土木施設災害復旧費	786,471	372,000	1,158,471
	3 教育施設災害復旧費	244,488	19,645	264,133
	歳 出 合 計	154,711,216	1,703,061	156,414,277

第2表 継続費補正

(変更)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
4 衛生費	3 清掃費	溶融施設 大規模改 修事業	千円 5,309,900	令和2年度	千円 268,900	千円 5,402,300	令和2年度	千円 268,900
				令和3年度	1,362,250		令和3年度	1,362,250
				令和4年度	1,739,550		令和4年度	1,739,550
				令和5年度	1,939,200		令和5年度	1,842,466
				令和6年度			令和6年度	189,134

第3表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
4 衛生費	1 環境衛生費	向浜地区脱炭素先行地域づくり事業	千円 173,332
	3 清掃費	ごみ収集運営費	8,181
8 土木費	3 河川費	河川環境整備事業	5,000
	5 都市計画費	土地区画整理会計繰出金	331,000
11 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	公共土木施設災害復旧事業	372,000

第4表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
外部監査実施経費	令和5年度 ┆ 令和6年度	千円 6,930
公共施設マネジメントシステム保守管理業務委託経費	令和5年度 ┆ 令和8年度	3,300
公有財産台帳管理システムクラウド利用経費	令和5年度 ┆ 令和7年度	3,056
秋田市ふるさと応援寄附金推進事業	令和5年度 ┆ 令和6年度	179,645
文化創造館管理運営経費	令和5年度 ┆ 令和6年度	112,760
住民基本台帳ネットワークシステム運用経費	令和5年度 ┆ 令和7年度	13,333
各種証明書コンビニ交付システム更新・運用経費	令和5年度 ┆ 令和11年度	64,196
後期高齢者健康診査事業	令和5年度 ┆ 令和6年度	143,597
社会福祉関連サービス委託経費等	令和5年度 ┆ 令和6年度	24,727
障がい者福祉関連サービス委託経費等	令和5年度 ┆ 令和6年度	153,184
老人福祉関連サービス委託経費等	令和5年度 ┆ 令和6年度	200
健康管理関連事業委託経費等	令和5年度 ┆ 令和6年度	17,114
母子保健関連事業委託経費等	令和5年度 ┆ 令和6年度	39,160
在宅子育てサポート事業	令和5年度 ┆ 令和6年度	14,219

事 項	期 間	限 度 額
子ども広場運営事業	令和5年度 ┆ 令和7年度	千円 31,568
道路維持修繕事業	令和5年度 ┆ 令和6年度	143,049
消融雪施設整備事業	令和5年度 ┆ 令和6年度	162,000
道路改良事業	令和5年度 ┆ 令和6年度	91,000
側溝改良事業	令和5年度 ┆ 令和6年度	76,000
橋りょう修繕事業	令和5年度 ┆ 令和6年度	140,000
交通安全施設等整備事業	令和5年度 ┆ 令和6年度	59,521
都市計画道路泉外旭川線整備事業	令和5年度 ┆ 令和12年度	4,130,302
都市公園バリアフリー化事業	令和5年度 ┆ 令和6年度	11,000
次世代型学校 I C T 運用経費	令和5年度 ┆ 令和9年度	91,948
城東中学校スクールバス車両借上経費	令和5年度 ┆ 令和10年度	126,235
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和5年度設定文書法制課分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	2,307
同 上 (令和5年度設定防災安全対策課分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	15,410

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和5年度設定財産管理活用課分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	千円 27,214
同 上 (令和5年度設定工事検査室分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	7,013
同 上 (令和5年度設定企画調整課分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	1,254
同 上 (令和5年度設定財政課分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	4,000
同 上 (令和5年度設定情報統計課分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	151,659
同 上 (令和5年度設定広報広聴課分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	154,198
同 上 (令和5年度設定市民税課分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	9,178
同 上 (令和5年度設定東京事務所分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	6,024
同 上 (令和5年度設定観光振興課分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	302,869
同 上 (令和5年度設定文化振興課分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	4,058
同 上 (令和5年度設定スポーツ振興課分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	185,910
同 上 (令和5年度設定秋田市民交流プラザ管理室分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	110,637
同 上 (令和5年度設定大森山動物園分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	22,169

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和5年度設定秋田城跡歴史資料館分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	千円 2,468
同 上 (令和5年度設定千秋美術館分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	76,512
同 上 (令和5年度設定赤れんが郷土館分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	9,052
同 上 (令和5年度設定民俗芸能伝承館分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	5,614
同 上 (令和5年度設定佐竹史料館分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	12,194
同 上 (令和5年度設定生活総務課分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	46,523
同 上 (令和5年度設定市民課分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	5,254
同 上 (令和5年度設定西部市民サービスセンター分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	60,418
同 上 (令和5年度設定北部市民サービスセンター分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	124,216
同 上 (令和5年度設定河辺市民サービスセンター分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	41,787
同 上 (令和5年度設定雄和市民サービスセンター分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	23,937
同 上 (令和5年度設定南部市民サービスセンター分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	85,944
同 上 (令和5年度設定東部市民サービスセンター分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	65,349

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和5年度設定中央市民サービスセンター分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	千円 77,474
同 上 (令和5年度設定市民相談センター分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	2,623
同 上 (令和5年度設定福祉総務課分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	107,640
同 上 (令和5年度設定食肉衛生検査所分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	3,065
同 上 (令和5年度設定保健総務課分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	39,906
同 上 (令和5年度設定子ども総務課分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	343
同 上 (令和5年度設定子ども育成課分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	9,453
同 上 (令和5年度設定環境総務課分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	2,666,745
同 上 (令和5年度設定産業企画課分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	265,643
同 上 (令和5年度設定建設総務課分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	216,398
同 上 (令和5年度設定都市総務課分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	281,094
同 上 (令和5年度設定会計課分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	143
同 上 (令和5年度設定議会事務局分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	3,086

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和5年度設定農業委員会事務局分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	千円 2,642
同 上 (令和5年度設定教育委員会総務課分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	205,154
同 上 (令和5年度設定学事課分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	64,543
同 上 (令和5年度設定教育研究所分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	4,467
同 上 (令和5年度設定生涯学習室分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	4,205
同 上 (令和5年度設定太平山自然学習センター分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	37,446
同 上 (令和5年度設定自然科学学習館分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	102
同 上 (令和5年度設定中央図書館明德館分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	35,907
同 上 (令和5年度設定秋田商業高等学校分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	6,558
同 上 (令和5年度設定御所野学院高等学校分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	2,302
同 上 (令和5年度設定秋田公立美術大学附属高等学院分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	412
同 上 (令和5年度設定消防本部総務課分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	10,689

(変 更)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
農業経営等復旧・再開支援対策事業	令和5年度 ┆ 令和6年度	千円 32,599	令和5年度 ┆ 令和6年度	千円 34,313

第5表 市債補正

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
総務費	千円 619,800	千円 25,700	千円 645,500			
清掃費	1,715,500	△ 112,600	1,602,900			
道路橋りょう費	3,293,800	31,800	3,325,600			
社会教育費	683,300	5,500	688,800			
農林水産施設 災害復旧費	224,100	120,300	344,400			
公共土木施設 災害復旧費	7,000	228,400	235,400			
教育施設災害復旧費	33,000	4,400	37,400			
歳入欠かん等債	232,300	800	233,100			
計	13,655,400	304,300	13,959,700			

議案第165号

令和5年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第1号）

令和5年度秋田市の土地区画整理会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和5年11月28日提出

秋田市長 穂 積 志

第 1 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 事業費	1 土地区画整理費	秋田駅東第三地区土地区画整理事業	千円 662,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和5年度設定)	令和5年度 ┆ 令和6年度	千円 13,324

議案第166号

令和5年度秋田市市営墓地会計補正予算（第2号）

令和5年度秋田市の市営墓地会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

令和5年11月28日提出

秋田市長 穂 積 志

第1表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和5年度設定)	令和5年度 ） 令和6年度	千円 12,220

議案第167号

令和5年度秋田市公設地方卸売市場会計補正予算（第2号）

令和5年度秋田市の公設地方卸売市場会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表 債務負担行為補正」による。

令和5年11月28日提出

秋田市長 穂 積 志

第1表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和5年度設定)	令和5年度 ） 令和6年度	千円 98,085

議案第168号

令和5年度秋田市大森山動物園会計補正予算（第1号）

令和5年度秋田市の大森山動物園会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26,297千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ510,837千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和5年11月28日提出

秋田市長 穂 積 志

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		千円 377,567	千円 26,297	千円 403,864
	1 一般会計繰入金	377,567	26,297	403,864
歳入合計		484,540	26,297	510,837

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 464,228	千円 26,297	千円 490,525
	1 総務管理費	464,228	26,297	490,525
歳 出 合 計		484,540	26,297	510,837

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和5年度設定)	令和5年度 ） 令和6年度	千円 37,513

議案第169号

令和5年度秋田市廃棄物発電会計補正予算（第1号）

令和5年度秋田市の廃棄物発電会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

令和5年11月28日提出

秋田市長 穂 積 志

第 1 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和5年度設定)	令和5年度 ） 令和6年度	千円 11,852

議案第170号

令和5年度秋田市学校給食費会計補正予算（第2号）

令和5年度秋田市の学校給食費会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

令和5年11月28日提出

秋田市長 穂 積 志

第1表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
学校給食物資安定供給業務委託経費 (令和5年度設定)	令和5年度) 令和7年度	千円 235,348

議案第171号

令和5年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算（第1号）

令和5年度秋田市の国民健康保険事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34,234千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,654,474千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和5年11月28日提出

秋田市長 穂 積 志

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 県支出金		千円 23,420,544	千円 20,183	千円 23,440,727
	1 県補助金	23,420,543	20,183	23,440,726
7 繰越金		1	14,051	14,052
	1 繰越金	1	14,051	14,052
歳 入 合 計		30,620,240	34,234	30,654,474

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 200,471	千円 20,183	千円 220,654
	2 徴税費	81,117	20,183	101,300
8 諸支出金		18,230	14,051	32,281
	1 償還金及び還付加算金	18,229	14,051	32,280
歳 出 合 計		30,620,240	34,234	30,654,474

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和5年度設定)	令和5年度 ） 令和6年度	千円 380,831

議案第172号

令和5年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第2号）

令和5年度秋田市の介護保険事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,948千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,356,425千円とする。

2 保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和5年11月28日提出

秋田市長 穂 積 志

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3	国庫支出金	7,533,806	3,973	7,537,779
	2 国庫補助金	2,164,625	3,973	2,168,598
7	繰入金	4,756,340	3,975	4,760,315
	1 一般会計繰入金	4,756,339	3,975	4,760,314
	歳入合計	31,348,477	7,948	31,356,425

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 329,370	千円 7,948	千円 337,318
	1 総務管理費	329,370	7,948	337,318
歳 出 合 計		31,348,477	7,948	31,356,425

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
介護保険関連サービス委託経費等	令和5年度 ） 令和6年度	千円 96,942
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和5年度設定福祉総務課分)	令和5年度 ） 令和6年度	3,148

議案第173号

令和5年度秋田市後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）

令和5年度秋田市の後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

令和5年11月28日提出

秋田市長 穂 積 志

第 1 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和5年度設定)	令和5年度 ） 令和6年度	千円 127

議案第174号

令和5年度秋田市水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和5年度秋田市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 令和5年度秋田市水道事業会計予算第6条に次の事項、期間及び限度額を追加する。

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費 及び機器使用料等	令和5年度から6年度まで	469,003千円
水道施設切廻等 業務委託経費	令和5年度から6年度まで	135,500千円
鉛製給水管取出部 解消業務委託経費	令和5年度から6年度まで	55,000千円
配水管整備事業	令和5年度から6年度まで	855,000千円
配水幹線整備事業	令和5年度から6年度まで	66,100千円
仁井田浄水場 等整備事業	令和5年度から6年度まで	177,980千円

令和5年11月28日提出

秋田市長 穂 積 志

議案第175号

令和5年度秋田市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和5年度秋田市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 令和5年度秋田市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）

第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「4,091,290千円」を「4,151,290千円」に、減債積立金「506,752千円」を「624,300千円」に、過年度分損益勘定留保資金「2,043,851千円」を「2,233,001千円」に、当年度分損益勘定留保資金「1,440,359千円」を「1,193,661千円」にそれぞれ改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 資本的支出	10,634,284千円	60,000千円	10,694,284千円
第1項 建設改良費	5,360,339千円	60,000千円	5,420,339千円

（継 続 費）

第3条 予算第5条に定めた継続費の総額及び年割額を次のとおり変更する。

（変 更 前）

款	項	事業名	総 額	年 度	年 割 額
1 資本的支出	1 建設改良費	土崎污水中継ポンプ場沈砂池設備更新事業	364,800千円	令和5年度	63,800千円
				令和6年度	301,000千円
1 資本的支出	1 建設改良費	古川雨水排水ポンプ場整備事業	7,890,000千円	令和5年度	301,000千円
				令和6年度	3,624,000千円
				令和7年度	3,965,000千円

(変更後)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的 支出	1 建設 改良費	土崎污水中継 ポンプ場 沈砂池設備 更新事業	440,000千円	令和5年度	63,800千円
				令和6年度	376,200千円
1 資本的 支出	1 建設 改良費	古川雨水排水 ポンプ場 整備事業	9,200,000千円	令和5年度	301,000千円
				令和6年度	4,106,000千円
				令和7年度	4,793,000千円

(債務負担行為)

第4条 予算第6条に次の事項、期間及び限度額を追加する。

事項	期間	限度額
施設設備管理費 及び機器使用料等	令和5年度から6年度まで	64,773千円
内水浸水想定区域図 作成業務委託経費	令和5年度から6年度まで	110,000千円
管渠建設事業	令和5年度から6年度まで	971,000千円

(利益剰余金の処分)

第5条 予算第12条中当年度未処分利益剰余金「74,380千円」を「21,198千円」に改め、処分額を次のとおり補正する。

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 減債積立金	74,380千円	△53,182千円	21,198千円

令和5年11月28日提出

秋田市長 穂積 志

議案第176号

令和5年度秋田市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和5年度秋田市農業集落排水事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 令和5年度秋田市農業集落排水事業会計予算第5条に次の事項、期間及び限度額を追加する。

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費 及び機器使用料等	令和5年度から6年度まで	21,393千円

令和5年11月28日提出

秋田市長 穂 積 志

一 般 会 計
歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
3 民生費	58,488,296	556,210	59,044,506
歳 出 合 計	154,155,006	556,210	154,711,216

2 歳 入

16款 国庫支出金

2項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 総務費国庫補助金	千円 2,226,414	千円 493,909	千円 2,720,323	1 総務管理費補 助金	千円 493,909
計	8,883,159	493,909	9,377,068		

20款 繰入金

2項 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	2,590,475	11,301	2,601,776	1 財政調整基金 繰入金	11,301
計	5,632,722	11,301	5,644,023		

23款 市債

1項 市債

2 民生債	453,900	51,000	504,900	3 災害救助債	51,000
計	13,604,400	51,000	13,655,400		

説	明	千円
64	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 (財 政)	493,909

01	財政調整基金繰入金 (財 政)	11,301
----	--------------------	--------

01	災害援護資金貸付事業債 (財 政)	51,000
----	----------------------	--------

1 6 款 国庫支出金 2 0 款 繰入金 2 3 款 市債

3 歳 出

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	市 債	その他	
1 社会福祉総務費	千円 2,610,764	千円 493,909	千円 3,104,673	千円	千円	千円	千円 493,909
計	27,849,643	493,909	28,343,552	0	0	0	493,909

3 款 民生費

5 項 災害救助費

1 災害救助費	1,666,889	62,301	1,729,190		51,000		11,301
計	1,666,889	62,301	1,729,190	0	51,000	0	11,301

節		説	明
区 分	金 額		
1 報酬	千円 967	【福祉保健部関係】 福祉灯油等購入費助成事業 被災者灯油等購入費助成事業	千円 493,909
3 職員手当等	1,674		456,782
4 共済費	220		37,127
8 旅費	102		
10 需用費	1,203		
11 役務費	17,590		
12 委託料	17,150		
18 負担金、補助 及び交付金	3		
19 扶助費	455,000		

10 需用費	40	【福祉保健部関係】 小規模災害援助事業 災害援護資金貸付事業	62,301
11 役務費	61		11,301
19 扶助費	11,200		51,000
20 貸付金	51,000		

3 款 民生費

補正予算給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

(単位：人、千円)

区分	職員数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	(163) 3,893	1,830,037	9,446,051	6,687,282	17,963,370	3,344,913	21,308,283	
補正前	(163) 3,891	1,829,070	9,446,051	6,685,608	17,960,729	3,344,693	21,305,422	
比 較	(0) 2	967	0	1,674	2,641	220	2,861	

※職員数欄の () 内は、短時間勤務職員について外書き

職員手当等の内訳	区分	扶養手当	時間外勤務手当	管理職手当	通勤手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	特殊勤務手当
	補正後	230,304	714,830	295,925	186,073	140,783	2,259,827	1,557,476	89,615
	補正前	230,304	713,460	295,925	186,073	140,783	2,259,523	1,557,476	89,615
	比 較	0	1,370	0	0	0	304	0	0
	区分	退職手当	住居手当	単身赴任手当	地域手当	義務教育等 教員特別手当	管理職員特別 勤務手当	児童手当	
	補正後	916,237	156,626	1,944	6,058	6,006	4,628	120,950	
	補正前	916,237	156,626	1,944	6,058	6,006	4,628	120,950	
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：人、千円)

区分	職員数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	(163) 2,362		9,292,350	6,339,593	15,631,943	3,001,862	18,633,805	
補正前	(163) 2,362		9,292,350	6,338,223	15,630,573	3,001,862	18,632,435	
比 較	(0) 0		0	1,370	1,370	0	1,370	

※職員数欄の () 内は、短時間勤務職員について外書き

職員手当等の内訳	区分	扶養手当	時間外勤務手当	管理職手当	通勤手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	特殊勤務手当
	補正後	230,304	701,143	295,925	180,777	140,783	1,931,764	1,557,476	89,342
	補正前	230,304	699,773	295,925	180,777	140,783	1,931,764	1,557,476	89,342
	比 較	0	1,370	0	0	0	0	0	0
	区分	退職手当	住居手当	単身赴任手当	地域手当	義務教育等 教員特別手当	管理職員特別 勤務手当	児童手当	
	補正後	916,237	156,626	1,944	5,688	6,006	4,628	120,950	
	補正前	916,237	156,626	1,944	5,688	6,006	4,628	120,950	
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	

イ 会計年度任用職員

(単位：人、千円)

区 分	職員数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	1,531	1,830,037	153,701	347,689	2,331,427	343,051	2,674,478	
補正前	1,529	1,829,070	153,701	347,385	2,330,156	342,831	2,672,987	
比 較	2	967	0	304	1,271	220	1,491	

職員手当等の内訳	区 分	時 間 外 勤 務 手 当	通 勤 手 当	期 末 手 当	特 殊 勤 務 手 当	地 域 手 当
	補正後	13,687	5,296	328,063	273	370
	補正前	13,687	5,296	327,759	273	370
	比 較	0	0	304	0	0

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由	別 内 訳	説 明	備 考
職 員 手 当 等	1,674	その他の増減分	1,674		

市債の前前年度末における
び当該年度末における現在

区 分	前年度末現在高 見 込 額	当 該 年 度 中			
		当 該 年 度 中 起 債 見 込 額			
		補 正 前 の 額		補 正 額	計
		前 年 度 か ら の 繰 越 分	当 該 年 度 分		
1 普 通 債	84,392,856	4,153,100	11,363,700	51,000	15,567,800
(1) 土 木	33,969,003	1,956,300	4,875,200		6,831,500
(2) 農 林 水 産	2,354,708	375,000	260,300		635,300
(3) 教 育	12,666,874	1,356,500	2,706,600		4,063,100
(4) 公 営 住 宅	2,792,362		100,100		100,100
(5) 保 健 衛 生	5,760,423	433,100	1,729,100		2,162,200
(6) 消 防	2,550,939	24,200	603,800		628,000
(7) 民 生	1,324,701		453,900	51,000	504,900
(8) 商 工	128,514		5,200		5,200
(9) 過 疎 債	449,402		123,800		123,800
(10) そ の 他	22,395,930	8,000	505,700		513,700
2 災 害 復 旧 債	1,644,204	10,900	266,100		277,000
(1) 土 木	405,831	6,600	7,000		13,600
(2) 農 林 水 産	181,382	4,300	224,100		228,400
(3) 教 育	6,076		33,000		33,000
(4) 公 営 住 宅					
(5) 保 健 衛 生	1,050,915		2,000		2,000
3 そ の 他	57,968,723		1,974,600		1,974,600
地域総合整備					
(1) 資金貸付金	334,974				
(2) 減収補てん債	1,048,129				
(3) 減税補てん債	295,814				
(4) 臨時財政対策債	56,289,806		1,742,300		1,742,300
(5) 歳入欠かん等債			232,300		232,300
合 計	144,005,783	4,164,000	13,604,400	51,000	17,819,400

現在高並びに前年度末及
高の見込みに関する調書

(単位：千円)

増 減 見 込			当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額			
補正前の額	補正額	計	
7,434,908		7,434,908	92,525,748
2,819,687		2,819,687	37,980,816
119,278		119,278	2,870,730
1,327,193		1,327,193	15,402,781
214,132		214,132	2,678,330
552,253		552,253	7,370,370
550,758		550,758	2,628,181
92,887		92,887	1,736,714
9,879		9,879	123,835
49,928		49,928	523,274
1,698,913		1,698,913	21,210,717
90,632		90,632	1,830,572
59,281		59,281	360,150
21,552		21,552	388,230
1,012		1,012	38,064
8,787		8,787	1,044,128
4,817,325		4,817,325	55,125,998
47,721		47,721	287,253
			1,048,129
127,376		127,376	168,438
4,642,228		4,642,228	53,389,878
			232,300
12,342,865		12,342,865	149,482,318

歳 入 に 関 す る 調

歳 出 総 額 556,210 千円

上記のうち特定財源 51,000

差 引 一 般 財 源 505,210

こ の 補 て ん

(単位：千円)

款	金 額	項	金 額
16 国 庫 支 出 金	493,909	2 国 庫 補 助 金	493,909
20 繰 入 金	11,301	2 基 金 繰 入 金	11,301
計	505,210		

一 般 会 計
歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	14,003,436	454,908	14,458,344
3 民生費	59,044,506	16,946	59,061,452
4 衛生費	17,016,294	△13,256	17,003,038
5 労働費	610,737	3,278	614,015
6 農林水産業費	3,270,496	99,495	3,369,991
7 商工費	9,322,678	194,084	9,516,762
8 土木費	16,555,103	211,481	16,766,584
9 消防費	4,451,245	21,401	4,472,646
10 教育費	13,760,846	323,079	14,083,925
11 災害復旧費	2,892,621	391,645	3,284,266
歳 出 合 計	154,711,216	1,703,061	156,414,277

2 歳 入

1 2 款 地方交付税

1 項 地方交付税

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 地方交付税	千円 23,393,217	千円 6,387	千円 23,399,604	1 地方交付税	千円 6,387
計	23,393,217	6,387	23,399,604		

1 6 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

4 災害復旧費国庫負担金	82,202	242,121	324,323	1 公共土木施設 災害復旧費負 担金	242,121
計	20,778,315	242,121	21,020,436		

1 6 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	2,720,323	521,348	3,241,671	1 総務管理費補 助金	521,348
3 衛生費国庫補助金	2,856,847	4,090	2,860,937	5 清掃費補助金	4,090
10 災害復旧費国庫補助金	0	12,700	12,700	1 社会教育施設 災害復旧費補 助金	12,700
計	9,377,068	538,138	9,915,206		

1 7 款 県支出金

2 項 県補助金

1 総務費県補助金	42,129	19,800	61,929	1 総務管理費補 助金	19,800
-----------	--------	--------	--------	----------------	--------

説	明	
01 普通交付税	(財 政)	千円 3,115
02 特別交付税	(財 政)	3,272

01 公共土木施設災害復旧費負担金	(建設総)	242,121
-------------------	-------	---------

64 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	(財 政)	521,348
07 災害等廃棄物処理事業費補助金	(環境総)	4,090
01 文化財災害復旧費補助金	(秋田城)	12,700

42 市町村移住支援事業費補助金	(人移対)	19,800
------------------	-------	--------

1 2 款 地方交付税 1 6 款 国庫支出金 1 7 款 県支出金

17款 県支出金

2項 県補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
4 農林水産業費県補助金	千円 843,409	千円 91,670	千円 935,079	1 農業費補助金	千円 91,670
計	4,382,280	111,470	4,493,750		

18款 財産収入

2項 財産売払収入

1 不動産売払収入	32,366	7,241	39,607	1 土地売払収入	7,241
計	44,189	7,241	51,430		

19款 寄附金

1項 寄附金

5 教育費寄附金	100	1,000	1,100	2 中学校費寄附金	1,000
計	694,952	1,000	695,952		

20款 繰入金

2項 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	2,601,776	503,232	3,105,008	1 財政調整基金繰入金	503,232
7 一般廃棄物処理施設整備基金繰入金	304,420	△12,600	291,820	1 一般廃棄物処理施設整備基金繰入金	△12,600
計	5,644,023	490,632	6,134,655		

説	明	千円
97 農地集積推進事業費補助金	(産業企)	91,670

01 一般土地売払収入	(財産管)	7,241
-------------	-------	-------

01 中学校費寄附金	(教委総)	1,000
------------	-------	-------

01 財政調整基金繰入金	(財 政)	503,232
01 一般廃棄物処理施設整備基金繰入金	(環境総)	△12,600

17款 県支出金 18款 財産収入 19款 寄附金 20款 繰入金

22款 諸収入
5項 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
4 雑入	千円 1,287,806	千円 1,772	千円 1,289,578	5 福祉保健雑入	千円 1,772
計	1,287,809	1,772	1,289,581		

23款 市債
1項 市債

1 総務債	619,800	25,700	645,500	1 総務債	25,700
3 衛生債	1,729,100	△112,600	1,616,500	2 清掃債	△112,600
7 土木債	4,975,300	31,800	5,007,100	1 道路橋りょう債	31,800
9 教育債	2,706,600	5,500	2,712,100	2 社会教育債	5,500
11 災害復旧債	266,100	353,100	619,200	1 農林水産施設 災害復旧債	120,300
				2 公共土木施設 災害復旧債	228,400
				3 教育施設災害 復旧債	4,400
12 歳入欠かん等債	232,300	800	233,100	1 歳入欠かん等債	800
計	13,655,400	304,300	13,959,700		

説	明	千円
01 光熱水費等利用収入	(福祉総)	1,772

24 コミュニティ施設災害復旧債	(財 政)	8,100
25 駅周辺施設災害復旧債	(財 政)	17,600
01 清掃施設整備債	(財 政)	△112,600
01 道路橋りょう整備債	(財 政)	3,700
04 土木施設災害復旧債	(財 政)	28,100
03 社会教育施設災害復旧債	(財 政)	5,500
01 農地農業用施設災害復旧債	(財 政)	94,700
02 林業施設災害復旧債	(財 政)	25,600
01 土木施設災害復旧債	(財 政)	228,400
02 社会教育施設災害復旧債	(財 政)	4,400
01 災害対策債	(財 政)	800

2 2 款 諸収入 2 3 款 市債

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	市 債	その他	
1 一般管理費	千円 8,173,083	千円 294,508	千円 8,467,591	千円	千円	千円	千円 294,508
6 企画費	643,741	25,459	669,200	19,800			5,659
11 財産管理費	93,895	2,897	96,792				2,897
12 地域振興費	1,096,373	21,386	1,117,759				21,386
13 市民サービスセンター費	1,269,553	13,352	1,282,905		8,100		5,252
15 市民交流プログラザ費	435,580	8,619	444,199		17,600		△8,981

節		説	明
区 分	金 額		
2 給料	千円 80,943	【総務部関係】	千円 293,049
3 職員手当等	185,657	庁舎管理費	26,449
10 需用費	26,449	一般管理人件費	266,600
12 委託料	1,459	【企画財政部関係】	1,459
		地域情報化推進経費	1,459
18 負担金、補助 及び交付金	25,459	【企画財政部関係】	25,017
		移住促進事業	25,017
		【観光文化スポーツ部関係】	442
		あきた芸術劇場整備事業	442
18 負担金、補助 及び交付金	2,897	【総務部関係】	2,897
		財産管理費	2,897
10 需用費	21,386	【市民生活部関係】	21,386
		コミュニティセンター等管理運営費	17,107
		新屋ガラス工房管理費	1,696
		土崎みなと歴史伝承館管理費	2,583
10 需用費	13,352	【市民生活部関係】	13,352
		西部市民サービスセンター管理費	2,510
		北部市民サービスセンター管理費	3,417
		河辺市民サービスセンター管理費	319
		雄和市民サービスセンター管理費	1,868
		南部市民サービスセンター管理費	3,522
		東部市民サービスセンター管理費	1,716
10 需用費	5,800	【観光文化スポーツ部関係】	8,619
		秋田市民交流プラザ管理費	8,619
18 負担金、補助 及び交付金	2,819		

2款 総務費

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
計	千円 12,119,012	千円 366,221	千円 12,485,233	千円 19,800	千円 25,700	千円 0	千円 320,721

2 款 総務費

2 項 徴税费

1 税務総務費	770,902	82,203	853,105				82,203
計	1,018,207	82,203	1,100,410	0	0	0	82,203

2 款 総務費

3 項 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	472,467	5,071	477,538				5,071
計	475,767	5,071	480,838	0	0	0	5,071

2 款 総務費

6 項 監査委員費

1 監査委員費	83,798	1,413	85,211				1,413
計	83,798	1,413	85,211	0	0	0	1,413

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

5 社会福祉施設費	99,004	12,971	111,975			1,772	11,199
-----------	--------	--------	---------	--	--	-------	--------

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円

22 償還金、利子 及び割引料	82,203	【企画財政部関係】 市税還付金	82,203 82,203
--------------------	--------	--------------------	------------------

11 役務費	5,071	【市民生活部関係】 各種証明書コンビニ交付システム運用経費	5,071 5,071
--------	-------	----------------------------------	----------------

2 給料	866	【監査委員事務局関係】 監査委員事務局人件費	1,413
3 職員手当等	547		1,413

10 需用費	12,971	【福祉保健部関係】 老人福祉センター管理費 総合福祉交流センター管理費	12,971 6,714 3,752
--------	--------	---	--------------------------

2 款 総務費 3 款 民生費

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
7 介護保険費	4,756,464	3,975	4,760,439				3,975
計	28,343,552	16,946	28,360,498	0	0	1,772	15,174

4 款 衛生費

1 項 環境衛生費

1 環境衛生総務費	166,178	11,770	177,948				11,770
4 斎場費	145,441	16,816	162,257				16,816
計	857,873	28,586	886,459	0	0	0	28,586

4 款 衛生費

2 項 保健所費

1 保健所総務費	893,508	2,831	896,339				2,831
計	4,818,109	2,831	4,820,940	0	0	0	2,831

4 款 衛生費

3 項 清掃費

2 塵芥処理費	6,142,154	32,047	6,174,201	4,090			27,957
---------	-----------	--------	-----------	-------	--	--	--------

節		説	明
区 分	金 額		
	千円	御所野交流センター管理費	千円 2,505
27 繰出金	3,975	【福祉保健部関係】	3,975
		介護保険事業会計繰出金	3,975

2 給料	5,561	【市民生活部関係】	8,170
		生活総務課人件費	8,170
3 職員手当等	6,209	【環境部関係】	3,600
		環境保全課人件費	3,600
10 需用費	16,816	【市民生活部関係】	16,816
		斎場管理費	16,816

10 需用費	2,831	【福祉保健部関係】	2,831
		保健所等運営管理費	2,831

10 需用費	23,866	【環境部関係】	32,047
		ごみ収集運営費	8,181
14 工事請負費	8,181		

3 款 民生費 4 款 衛生費

4 款 衛生費

3 項 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 し尿処理費	169,724	3,487	173,211				3,487
4 清掃施設整備事業費	1,939,200	△96,734	1,842,466		△112,600	△12,600	28,466
計	8,831,568	△61,200	8,770,368	4,090	△112,600	△12,600	59,910

4 款 衛生費

7 項 母子衛生費

1 母子保健費	1,070,837	16,527	1,087,364				16,527
計	1,070,837	16,527	1,087,364	0	0	0	16,527

5 款 労働費

1 項 労働諸費

1 労働諸費	610,737	3,278	614,015				3,278
計	610,737	3,278	614,015	0	0	0	3,278

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

3 農業振興費	1,305,580	99,495	1,405,075	91,670			7,825
---------	-----------	--------	-----------	--------	--	--	-------

節		説	明
区 分	金 額		
	千円	ごみ処理施設運営費	千円 23,866
10 需用費	3,487	【環境部関係】 し尿処理施設運営費	3,487 3,487
14 工事請負費	△96,734	【環境部関係】 溶融施設大規模改修事業	△96,734 △96,734

2 給料	10,870	【子ども未来部関係】 母子保健人件費	16,527
3 職員手当等	5,657		16,527

18 負担金、補助 及び交付金	3,278	【産業振興部関係】 資格取得助成事業	3,278 3,278

10 需用費	2,895	【産業振興部関係】 農業経営等復旧・再開支援対策事業 農地集積・集約化対策事業 園芸振興センター管理運営経費	99,495
18 負担金、補助 及び交付金	96,600		4,930
			91,670
			2,895

4 款 衛生費 5 款 労働費 6 款 農林水産業費

6款 農林水産業費

1項 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
計	千円 2,357,739	千円 99,495	千円 2,457,234	千円 91,670	千円 0	千円 0	千円 7,825

7款 商工費

1項 商工費

1 商工総務費	252,264	31,365	283,629				31,365
2 商業振興費	7,180,970	126,050	7,307,020				126,050
5 観光費	507,452	3,041	510,493				3,041
7 中央卸売市場費	46,637	385	47,022				385
8 公設地方卸売市場費	112,678	6,946	119,624				6,946
9 大森山動物園費	377,567	26,297	403,864				26,297
計	9,322,678	194,084	9,516,762	0	0	0	194,084

節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円

2 給料	18,270	【産業振興部関係】	31,365
		商工総務人件費	31,365
3 職員手当等	13,095		
1 報酬	730	【産業振興部関係】	126,050
		被災中小企業者等事業継続支援事業	126,050
4 共済費	131		
8 旅費	41		
10 需用費	103		
11 役務費	42		
18 負担金、補助 及び交付金	125,003		
21 補償、補填及 び賠償金	3,041	【観光文化スポーツ部関係】	3,041
		観光施設維持管理経費	3,041
18 負担金、補助 及び交付金	385	【産業振興部関係】	385
		卸売市場内事業者電気料金支援事業	385
18 負担金、補助 及び交付金	6,946	【産業振興部関係】	6,946
		卸売市場内事業者電気料金支援事業	6,946
27 繰出金	26,297	【観光文化スポーツ部関係】	26,297
		大森山動物園会計繰出金	26,297

6 款 農林水産業費 7 款 商工費

8款 土木費

2項 道路橋りょう費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
2 道路維持費	千円 2,439,091	千円 169,478	千円 2,608,569	千円	千円 26,800	千円	千円 142,678
計	3,965,153	169,478	4,134,631	0	26,800	0	142,678

8款 土木費

3項 河川費

1 河川総務費	68,421	2,262	70,683				2,262
2 河川水路整備費	2,261,176	5,000	2,266,176		5,000		
計	2,329,597	7,262	2,336,859	0	5,000	0	2,262

8款 土木費

5項 都市計画費

1 都市計画総務費	1,378,821	2,161	1,380,982				2,161
4 公園管理費	722,053	28,580	750,633				28,580
計	4,621,186	30,741	4,651,927	0	0	0	30,741

節		説	明
区 分	金 額		
10 需用費	千円 169,478	【建設部関係】	千円 169,478
		道路維持管理費	169,478

2 給料	1,247	【建設部関係】	2,262
		河川総務人件費	2,262
3 職員手当等	1,015		
14 工事請負費	5,000	【建設部関係】	5,000
		河川環境整備事業	5,000

2 給料	△191	【建設部関係】	2,161
		公園課人件費	2,161
3 職員手当等	2,352		
10 需用費	6,948	【観光文化スポーツ部関係】	870
		大森山公園維持管理費	870
12 委託料	21,632	【建設部関係】	27,710
		大規模公園等維持管理経費	23,153
		公園維持管理費	4,557

8款 土木費

8款 土木費
7項 住宅費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 住宅管理費	千円 780,651	千円 4,000	千円 784,651	千円	千円	千円	千円 4,000
計	935,135	4,000	939,135	0	0	0	4,000

9款 消防費
1項 消防費

1 常備消防費	3,468,564	21,401	3,489,965				21,401
計	4,451,245	21,401	4,472,646	0	0	0	21,401

10款 教育費
1項 教育総務費

2 事務局費	1,597,734	64,220	1,661,954				64,220
5 教育研究所費	11,784	799	12,583				799
6 学校給食センター費	39,494	2,665	42,159				2,665
計	1,713,256	67,684	1,780,940	0	0	0	67,684

10款 教育費
2項 小学校費

1 学校管理費	1,317,232	115,212	1,432,444				115,212
---------	-----------	---------	-----------	--	--	--	---------

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金、補助 及び交付金	千円 4,000	【都市整備部関係】 空き家定住推進事業	千円 4,000 4,000

10 需用費	21,401	【消防関係】 常備消防管理費	21,401 21,401

17 備品購入費	64,220	【教育委員会関係】 次世代型学校 I C T 環境整備事業	64,220 64,220
10 需用費	799	【教育委員会関係】 教育研究所管理費	799 799
10 需用費	2,665	【教育委員会関係】 学校給食センター管理費	2,665 2,665

10 需用費	115,212	【教育委員会関係】 小学校管理費 小学校スクールバス運行経費	115,212 114,859 353
--------	---------	--------------------------------------	---------------------------

8 款 土木費 9 款 消防費 10 款 教育費

10款 教育費

2項 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
計	千円 4,681,853	千円 115,212	千円 4,797,065	千円 0	千円 0	千円 0	千円 115,212

10款 教育費

3項 中学校費

1 学校管理費	742,994	70,597	813,591				70,597
2 教育振興費	329,754	1,000	330,754				1,000
計	1,277,666	71,597	1,349,263	0	0	0	71,597

10款 教育費

4項 高等学校費

2 高等学校管理費	76,312	1,570	77,882				1,570
計	857,791	1,570	859,361	0	0	0	1,570

10款 教育費

6項 社会教育費

4 図書館費	162,498	32,988	195,486				32,988
--------	---------	--------	---------	--	--	--	--------

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円

10 需用費	70,597	【教育委員会関係】	70,597
		中学校管理費	70,342
		中学校スクールバス運行経費	255
10 需用費	659	【教育委員会関係】	1,000
		中学校教育振興費	1,000
17 備品購入費	341		

10 需用費	1,570	【教育委員会関係】	1,570
		秋田商業高等学校管理費	1,049
		御所野学院高等学校管理費	521

10 需用費	8,118	【教育委員会関係】	32,988
		電子書籍導入事業	25,430
13 使用料及び賃借料	24,870	明德館管理費	6,024
		土崎図書館管理費	1,144
		新屋図書館管理費	390

10 款 教育費

10款 教育費

6項 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
5 美術館費	千円 812,455	千円 14,486	千円 826,941	千円	千円	千円	千円 14,486
6 赤れんが郷土館費	71,509	427	71,936				427
7 佐竹史料館費	237,205	0	237,205		5,500		△5,500
8 太平山自然学習センター費	72,017	4,340	76,357				4,340
計	2,578,963	52,241	2,631,204	0	5,500	0	46,741

10款 教育費

7項 保健体育費

2 体育施設費	487,626	13,852	501,478				13,852
計	765,593	13,852	779,445	0	0	0	13,852

10款 教育費

8項 専修学校費

2 専修学校管理費	12,612	923	13,535				923
計	141,672	923	142,595	0	0	0	923

節		説	明
区 分	金 額		
12 委託料	千円 14,486	【観光文化スポーツ部関係】 美術館管理費	千円 14,486 14,486
10 需用費	427	【観光文化スポーツ部関係】 民俗芸能伝承館管理費	427 427
		財源更正	
10 需用費	4,340	【教育委員会関係】 太平山自然学習センター管理費	4,340 4,340

10 需用費	13,852	【観光文化スポーツ部関係】 体育施設管理費	13,852 13,852

10 需用費	89	【教育委員会関係】 秋田公立美術大学附属高等学院管理費	923 923
18 負担金、補助 及び交付金	834		

10款 教育費

1 1 款 災害復旧費

1 項 農林水産施設災害復旧費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 農地農業用 施設災害復 旧費	千円 1,492,126	千円 0	千円 1,492,126	千円	千円 94,700	千円	千円 △94,700
2 林業施設災 害復旧費	367,501	0	367,501		25,600		△25,600
計	1,859,627	0	1,859,627	0	120,300	0	△120,300

1 1 款 災害復旧費

2 項 公共土木施設災害復旧費

1 土木施設災 害復旧費	786,471	372,000	1,158,471	242,121	228,400		△98,521
計	786,471	372,000	1,158,471	242,121	228,400	0	△98,521

1 1 款 災害復旧費

3 項 教育施設災害復旧費

2 社会教育施 設災害復旧 費	5,188	19,645	24,833	12,700	4,400		2,545
計	244,488	19,645	264,133	12,700	4,400	0	2,545

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	財源更正 千円
		財源更正

14 工事請負費	372,000	【建設部関係】 372,000
		公共土木施設災害復旧事業 372,000

10 需用費	37	【観光文化スポーツ部関係】 19,645
12 委託料	2,915	文化財災害復旧事業 19,645
14 工事請負費	15,191	
18 負担金、補助 及び交付金	1,502	

補正予算給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

(単位：人、千円)

区分	職員数	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当等	計			
補正後	(163) 3,895	1,830,767	9,563,617	6,901,814	18,296,198	3,345,044	21,641,242	
補正前	(163) 3,893	1,830,037	9,446,051	6,687,282	17,963,370	3,344,913	21,308,283	
比較	(0) 2	730	117,566	214,532	332,828	131	332,959	

※職員数欄の()内は、短時間勤務職員について外書き

職員手当等の内訳	区分	扶養手当	時間外勤務手当	管理職手当	通勤手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	特殊勤務手当
	補正後	233,488	838,797	303,146	186,446	143,497	2,284,153	1,593,925	90,184
	補正前	230,304	714,830	295,925	186,073	140,783	2,259,827	1,557,476	89,615
	比較	3,184	123,967	7,221	373	2,714	24,326	36,449	569
	区分	退職手当	住居手当	単身赴任手当	地域手当	義務教育等 教員特別手当	管理職員特別 勤務手当	児童手当	
	補正後	916,237	161,938	0	5,101	6,006	18,676	120,220	
	補正前	916,237	156,626	1,944	6,058	6,006	4,628	120,950	
	比較	0	5,312	△ 1,944	△ 957	0	14,048	△ 730	

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：人、千円)

区分	職員数	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当等	計			
補正後	(163) 2,363		9,408,160	6,559,443	15,967,603	3,001,862	18,969,465	
補正前	(163) 2,362		9,292,350	6,339,593	15,631,943	3,001,862	18,633,805	
比較	(0) 1		115,810	219,850	335,660	0	335,660	

※職員数欄の()内は、短時間勤務職員について外書き

職員手当等の内訳	区分	扶養手当	時間外勤務手当	管理職手当	通勤手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	特殊勤務手当
	補正後	233,488	826,791	303,146	181,172	143,497	1,959,633	1,593,925	89,983
	補正前	230,304	701,143	295,925	180,777	140,783	1,931,764	1,557,476	89,342
	比較	3,184	125,648	7,221	395	2,714	27,869	36,449	641
	区分	退職手当	住居手当	単身赴任手当	地域手当	義務教育等 教員特別手当	管理職員特別 勤務手当	児童手当	
	補正後	916,237	161,938	0	4,731	6,006	18,676	120,220	
	補正前	916,237	156,626	1,944	5,688	6,006	4,628	120,950	
	比較	0	5,312	△ 1,944	△ 957	0	14,048	△ 730	

イ 会計年度任用職員

(単位：人、千円)

区 分	職員数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	1,532	1,830,767	155,457	342,371	2,328,595	343,182	2,671,777	
補正前	1,531	1,830,037	153,701	347,689	2,331,427	343,051	2,674,478	
比 較	1	730	1,756	△ 5,318	△ 2,832	131	△ 2,701	

職員手当等の内訳	区 分	時 間 外 勤 務 手 当	通 勤 手 当	期 末 手 当	特 殊 勤 務 手 当	地 域 手 当
	補正後	12,006	5,274	324,520	201	370
	補正前	13,687	5,296	328,063	273	370
	比 較	△ 1,681	△ 22	△ 3,543	△ 72	0

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由	別 内 訳	説 明	備 考
給 料	117,566	その他の増減分	117,566	異動等による増減分	
職 員 手 当 等	214,532	その他の増減分	214,532	異動等による増減分	

継続費についての前前年度末までの支出
の見込み及び当該年度以降の支出予定額

(変更)

款	項	事業名	全 体 計 画						
			年度	年 割 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	
					特 定 財 源				
					国 県 支 出 金	市 債	そ の 他		
			千円	千円	千円	千円	千円		
4 衛生費	3 清掃費	溶融施設大規模改修事業	2	補正前	268,900		238,300	15,000	15,600
				補正額					
				補正後	268,900		238,300	15,000	15,600
			3	補正前	1,362,250		1,168,700	192,500	1,050
				補正額					
				補正後	1,362,250		1,168,700	192,500	1,050
			4	補正前	1,739,550		1,510,300	228,200	1,050
				補正額					
				補正後	1,739,550		1,510,300	228,200	1,050
			5	補正前	1,939,200		1,687,700	250,500	1,000
				補正額	△ 96,734		△ 112,600	△ 12,600	28,466
				補正後	1,842,466		1,575,100	237,900	29,466
			6	補正前					
				補正額	189,134		170,200	18,900	34
				補正後	189,134		170,200	18,900	34
計	補正前	5,309,900		4,605,000	686,200	18,700			
	補正額	92,400		57,600	6,300	28,500			
	補正後	5,402,300		4,662,600	692,500	47,200			

額、前年度末までの支出額又は支出額
並びに事業の進行状況等に関する調書

前前年度 末までの 支出額	前年度末 までの支出 (見込)額	当該年度 支出 予定額	当該年度 末までの 支出予定額	翌年度 以降支出 予定額	継続費の 総額に 対する 率
千円	千円	千円	千円	千円	%
268,400	268,400		268,400		5.0
1,361,915	1,361,915		1,361,915		25.2
	1,258,645		1,258,645		23.3
		2,324,206	2,324,206		43.0
				189,134	
1,630,315	2,888,960	2,324,206	5,213,166	189,134	96.5

債務負担行為で翌年度以降にわたる
又は支出額の見込み及び当該年度

(追加)

事 項	限 度 額	当 該 年 度 以 降 の	
		支 出 期 間	金 額
外部監査実施経費	千円 6,930	令和5年度 ┆ 令和6年度	千円 6,930
公共施設マネジメントシステム保守管理業務委託経費	3,300	令和5年度 ┆ 令和8年度	3,300
公有財産台帳管理システムクラウド利用経費	3,056	令和5年度 ┆ 令和7年度	3,056
秋田市ふるさと応援寄附金推進事業	179,645	令和5年度 ┆ 令和6年度	179,645
文化創造館管理運営経費	112,760	令和5年度 ┆ 令和6年度	112,760
住民基本台帳ネットワークシステム運用経費	13,333	令和5年度 ┆ 令和7年度	13,333
各種証明書コンビニ交付システム更新・運用経費	64,196	令和5年度 ┆ 令和11年度	64,196
後期高齢者健康診査事業	143,597	令和5年度 ┆ 令和6年度	143,597
社会福祉関連サービス委託経費等	24,727	令和5年度 ┆ 令和6年度	24,727
障がい者福祉関連サービス委託経費等	153,184	令和5年度 ┆ 令和6年度	153,184
老人福祉関連サービス委託経費等	200	令和5年度 ┆ 令和6年度	200
健康管理関連事業委託経費等	17,114	令和5年度 ┆ 令和6年度	17,114
母子保健関連事業委託経費等	39,160	令和5年度 ┆ 令和6年度	39,160
在宅子育てサポート事業	14,219	令和5年度 ┆ 令和6年度	14,219

ものについての前年度末までの支出額
以降の支出予定額等に関する調書

左の財源内訳			訳
特	定	財	源
国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
千円	千円	千円	千円
			6,930
			3,300
			3,056
			179,645
		11	112,749
1,769			11,564
			64,196
		143,597	
10,571			14,156
39,765			113,419
			200
5,081			12,033
			39,160
			14,219

事 項	限 度 額	当 該 年 度 以 降 の	
		支 出 期 間	金 額
子ども広場運営事業	千円 31,568	令和5年度 ┆ 令和7年度	千円 31,568
道路維持修繕事業	143,049	令和5年度 ┆ 令和6年度	143,049
消融雪施設整備事業	162,000	令和5年度 ┆ 令和6年度	162,000
道路改良事業	91,000	令和5年度 ┆ 令和6年度	91,000
側溝改良事業	76,000	令和5年度 ┆ 令和6年度	76,000
橋りょう修繕事業	140,000	令和5年度 ┆ 令和6年度	140,000
交通安全施設等整備事業	59,521	令和5年度 ┆ 令和6年度	59,521
都市計画道路泉外旭川線整備事業	4,130,302	令和5年度 ┆ 令和12年度	4,130,302
都市公園バリアフリー化事業	11,000	令和5年度 ┆ 令和6年度	11,000
次世代型学校ICT運用経費	91,948	令和5年度 ┆ 令和9年度	91,948
城東中学校スクールバス車両借上経費	126,235	令和5年度 ┆ 令和10年度	126,235
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和5年度設定文書法制課分)	2,307	令和5年度 ┆ 令和6年度	2,307
同 上 (令和5年度設定防災安全対策課分)	15,410	令和5年度 ┆ 令和6年度	15,410
同 上 (令和5年度設定財産管理活用課分)	27,214	令和5年度 ┆ 令和6年度	27,214

左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
特 出 金	定 市 債	源 の 他	
千円	千円	千円	千円
16,220		2,726	12,622
24,000	111,600		7,449
	162,000		
32,250	55,500		3,250
24,000	49,600		2,400
57,200	78,100		4,700
		59,521	
2,065,150	1,858,400		206,752
5,500	4,900		600
			91,948
36,720			89,515
			2,307
			15,410
		175	27,039

事 項	限 度 額	当 該 年 度 以 降 の	
		支 出 期 間	金 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和5年度設定工事検査室分)	千円 7,013	令和5年度 ┆ 令和6年度	千円 7,013
同 上 (令和5年度設定企画調整課分)	1,254	令和5年度 ┆ 令和6年度	1,254
同 上 (令和5年度設定財政課分)	4,000	令和5年度 ┆ 令和6年度	4,000
同 上 (令和5年度設定情報統計課分)	151,659	令和5年度 ┆ 令和6年度	151,659
同 上 (令和5年度設定広報広聴課分)	154,198	令和5年度 ┆ 令和6年度	154,198
同 上 (令和5年度設定市民税課分)	9,178	令和5年度 ┆ 令和6年度	9,178
同 上 (令和5年度設定東京事務所分)	6,024	令和5年度 ┆ 令和6年度	6,024
同 上 (令和5年度設定観光振興課分)	302,869	令和5年度 ┆ 令和6年度	302,869
同 上 (令和5年度設定文化振興課分)	4,058	令和5年度 ┆ 令和6年度	4,058
同 上 (令和5年度設定スポーツ振興課分)	185,910	令和5年度 ┆ 令和6年度	185,910
同 上 (令和5年度設定秋田市民交流プラザ管理 室分)	110,637	令和5年度 ┆ 令和6年度	110,637
同 上 (令和5年度設定大森山動物園分)	22,169	令和5年度 ┆ 令和6年度	22,169
同 上 (令和5年度設定秋田城跡歴史資料館分)	2,468	令和5年度 ┆ 令和6年度	2,468
同 上 (令和5年度設定千秋美術館分)	76,512	令和5年度 ┆ 令和6年度	76,512

左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
特 出 金	市 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
		2,244	4,769
			1,254
		99	3,901
		23,327	128,332
		7,997	146,201
			9,178
			6,024
		17,853	285,016
			4,058
		46,233	139,677
			110,637
			22,169
			2,468
			76,512

事 項	限 度 額	当 該 年 度 以 降 の	
		支 出 期 間	金 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和5年度設定赤れんが郷土館分)	千円 9,052	令和5年度 ┆ 令和6年度	千円 9,052
同 上 (令和5年度設定民俗芸能伝承館分)	5,614	令和5年度 ┆ 令和6年度	5,614
同 上 (令和5年度設定佐竹史料館分)	12,194	令和5年度 ┆ 令和6年度	12,194
同 上 (令和5年度設定生活総務課分)	46,523	令和5年度 ┆ 令和6年度	46,523
同 上 (令和5年度設定市民課分)	5,254	令和5年度 ┆ 令和6年度	5,254
同 上 (令和5年度設定西部市民サービスセンター分)	60,418	令和5年度 ┆ 令和6年度	60,418
同 上 (令和5年度設定北部市民サービスセンター分)	124,216	令和5年度 ┆ 令和6年度	124,216
同 上 (令和5年度設定河辺市民サービスセンター分)	41,787	令和5年度 ┆ 令和6年度	41,787
同 上 (令和5年度設定雄和市民サービスセンター分)	23,937	令和5年度 ┆ 令和6年度	23,937
同 上 (令和5年度設定南部市民サービスセンター分)	85,944	令和5年度 ┆ 令和6年度	85,944
同 上 (令和5年度設定東部市民サービスセンター分)	65,349	令和5年度 ┆ 令和6年度	65,349
同 上 (令和5年度設定中央市民サービスセンター分)	77,474	令和5年度 ┆ 令和6年度	77,474
同 上 (令和5年度設定市民相談センター分)	2,623	令和5年度 ┆ 令和6年度	2,623
同 上 (令和5年度設定福祉総務課分)	107,640	令和5年度 ┆ 令和6年度	107,640

左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
特 出 金	定 市 債	源 の 他	
国 県 支 出 金 千円	千円	千円	千円
			9,052
			5,614
			12,194
			46,523
		2,281	2,973
			60,418
			124,216
			41,787
			23,937
			85,944
			65,349
			77,474
			2,623
2,686			104,954

事 項	限 度 額	当 該 年 度 以 降 の	
		支 出 期 間	金 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和5年度設定食肉衛生検査所分)	千円 3,065	令和5年度 ┆ 令和6年度	千円 3,065
同 上 (令和5年度設定保健総務課分)	39,906	令和5年度 ┆ 令和6年度	39,906
同 上 (令和5年度設定子ども総務課分)	343	令和5年度 ┆ 令和6年度	343
同 上 (令和5年度設定子ども育成課分)	9,453	令和5年度 ┆ 令和6年度	9,453
同 上 (令和5年度設定環境総務課分)	2,666,745	令和5年度 ┆ 令和6年度	2,666,745
同 上 (令和5年度設定産業企画課分)	265,643	令和5年度 ┆ 令和6年度	265,643
同 上 (令和5年度設定建設総務課分)	216,398	令和5年度 ┆ 令和6年度	216,398
同 上 (令和5年度設定都市総務課分)	281,094	令和5年度 ┆ 令和6年度	281,094
同 上 (令和5年度設定会計課分)	143	令和5年度 ┆ 令和6年度	143
同 上 (令和5年度設定議会事務局分)	3,086	令和5年度 ┆ 令和6年度	3,086
同 上 (令和5年度設定農業委員会事務局分)	2,642	令和5年度 ┆ 令和6年度	2,642
同 上 (令和5年度設定教育委員会総務課分)	205,154	令和5年度 ┆ 令和6年度	205,154
同 上 (令和5年度設定学事課分)	64,543	令和5年度 ┆ 令和6年度	64,543
同 上 (令和5年度設定教育研究所分)	4,467	令和5年度 ┆ 令和6年度	4,467

左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
特 出 金	市 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
		3,065	
94			39,812
19			324
707			8,746
		512,850	2,153,895
5,797		14,017	245,829
		4,710	211,688
		251,125	29,969
			143
			3,086
591			2,051
			205,154
782			63,761
			4,467

事 項	限 度 額	当 該 年 度 以 降 の	
		支 出 期 間	予 定 金 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和5年度設定生涯学習室分)	千円 4,205	令和5年度 ┆ 令和6年度	千円 4,205
同 上 (令和5年度設定太平山自然学習センター分)	37,446	令和5年度 ┆ 令和6年度	37,446
同 上 (令和5年度設定自然科学学習館分)	102	令和5年度 ┆ 令和6年度	102
同 上 (令和5年度設定中央図書館明德館分)	35,907	令和5年度 ┆ 令和6年度	35,907
同 上 (令和5年度設定秋田商業高等学校分)	6,558	令和5年度 ┆ 令和6年度	6,558
同 上 (令和5年度設定御所野学院高等学校分)	2,302	令和5年度 ┆ 令和6年度	2,302
同 上 (令和5年度設定秋田公立美術大学附属高等学院分)	412	令和5年度 ┆ 令和6年度	412
同 上 (令和5年度設定消防本部総務課分)	10,689	令和5年度 ┆ 令和6年度	10,689

(変 更)

事 項	限 度 額	当 該 年 度 以 降 の	
		支 出 期 間	予 定 金 額
農業経営等復旧・再開支援対策事業	千円 補正前 32,599	令和5年度 ┆ 令和6年度	千円 32,599
	補正額 1,714	令和5年度 ┆ 令和6年度	1,714
	補正後 34,313	令和5年度 ┆ 令和6年度	34,313

左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
特 定	財 源	内 訳	
国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
			4,205
			37,446
			102
			35,907
		6,558	
			2,302
		124	288
			10,689

左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
特 定	財 源	内 訳	
国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
17,673			14,926
			1,714
17,673			16,640

市債の前前年度末における
び当該年度末における現在

区 分	前年度末現在高 見 込 額	当 該 年 度 中			
		当 該 年 度 中 起 債 見 込 額			
		補 正 前 の 額		補 正 額	計
		前 年 度 か ら の 繰 越 分	当 該 年 度 分		
1 普 通 債	84,392,856	4,153,100	11,414,700	△ 49,600	15,518,200
(1) 土 木	33,969,003	1,956,300	4,875,200	31,800	6,863,300
(2) 農 林 水 産	2,354,708	375,000	260,300		635,300
(3) 教 育	12,666,874	1,356,500	2,706,600	5,500	4,068,600
(4) 公 営 住 宅	2,792,362		100,100		100,100
(5) 保 健 衛 生	5,760,423	433,100	1,729,100	△ 112,600	2,049,600
(6) 消 防	2,550,939	24,200	603,800		628,000
(7) 民 生	1,324,701		504,900		504,900
(8) 商 工	128,514		5,200		5,200
(9) 過 疎 債	449,402		123,800		123,800
(10) そ の 他	22,395,930	8,000	505,700	25,700	539,400
2 災 害 復 旧 債	1,644,204	10,900	266,100	353,100	630,100
(1) 土 木	405,831	6,600	7,000	228,400	242,000
(2) 農 林 水 産	181,382	4,300	224,100	120,300	348,700
(3) 教 育	6,076		33,000	4,400	37,400
(4) 公 営 住 宅					
(5) 保 健 衛 生	1,050,915		2,000		2,000
3 そ の 他	57,968,723		1,974,600	800	1,975,400
地域総合整備					
(1) 資金貸付金	334,974				
(2) 減収補てん債	1,048,129				
(3) 減税補てん債	295,814				
(4) 臨時財政対策債	56,289,806		1,742,300		1,742,300
(5) 歳入欠かん等債			232,300	800	233,100
合 計	144,005,783	4,164,000	13,655,400	304,300	18,123,700

現在高並びに前年度末及
高の見込みに関する調書

(単位：千円)

増 減 見 込			当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額			
補正前の額	補正額	計	
7,434,908		7,434,908	92,476,148
2,819,687		2,819,687	38,012,616
119,278		119,278	2,870,730
1,327,193		1,327,193	15,408,281
214,132		214,132	2,678,330
552,253		552,253	7,257,770
550,758		550,758	2,628,181
92,887		92,887	1,736,714
9,879		9,879	123,835
49,928		49,928	523,274
1,698,913		1,698,913	21,236,417
90,632		90,632	2,183,672
59,281		59,281	588,550
21,552		21,552	508,530
1,012		1,012	42,464
8,787		8,787	1,044,128
4,817,325		4,817,325	55,126,798
47,721		47,721	287,253
			1,048,129
127,376		127,376	168,438
4,642,228		4,642,228	53,389,878
			233,100
12,342,865		12,342,865	149,786,618

歳 入 に 関 す る 調

歳 出 総 額 1,703,061 千円

上記のうち特定財源 663,053

差 引 一 般 財 源 1,040,008

こ の 補 て ん

(単位：千円)

款	金 額	項	金 額
12 地 方 交 付 税	6,387	1 地 方 交 付 税	6,387
16 国 庫 支 出 金	521,348	2 国 庫 補 助 金	521,348
18 財 産 収 入	7,241	2 財 産 売 払 収 入	7,241
19 寄 附 金	1,000	1 寄 附 金	1,000
20 繰 入 金	503,232	2 基 金 繰 入 金	503,232
23 市 債	800	1 市 債	800
計	1,040,008		

土地区画整理会計
補正予算事項別明細書

債務負担行為で翌年度以降にわたる
又は支出額の見込み及び当該年度

事 項	限 度 額	当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	
		期 間	金 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和5年度設定)	千円 13,324	令和5年度 ┆ 令和6年度	千円 13,324

ものについての前年度末までの支出額
以降の支出予定額等に関する調書

左の財源内			訳
特 定 財 源			一 般 会 計
国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	繰 入 金
千円	千円	千円	千円
			13,324

市 営 墓 地 会 計
補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

債務負担行為で翌年度以降にわたる
又は支出額の見込み及び当該年度

事 項	限 度 額	当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	
		期 間	金 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和5年度設定)	千円 12,220	令和5年度 ┆ 令和6年度	千円 12,220

ものについての前年度末までの支出額
以降の支出予定額等に関する調書

左の財源内			訳
特 定 財 源			一 般 会 計
国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	繰 入 金
千円	千円	千円	千円
		12,220	

公 設 地 方 卸 売 市 場 会 計
補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

債務負担行為で翌年度以降にわたる
又は支出額の見込み及び当該年度

(追加)

事 項	限 度 額	当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	
		期 間	金 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和5年度設定)	千円 98,085	令和5年度 ┆ 令和6年度	千円 98,085

ものについての前年度末までの支出額
以降の支出予定額等に関する調書

左の財源内			訳
特 定 財 源			一 般 会 計
国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	繰 入 金
千円	千円	千円	千円
		68,659	29,426

大 森 山 動 物 園 会 計
歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額	補正額	計
4 繰入金	千円 377,567	千円 26,297	千円 403,864
歳入合計	484,540	26,297	510,837

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費	千円 464,228	千円 26,297	千円 490,525
歳 出 合 計	484,540	26,297	510,837

補正額の財源内訳			
特 国県支出金	定 市	財 債	源 その他
千円	千円	千円	千円
			26,297
0	0	0	26,297

2 歳 入

4 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 一般会計繰入金	千円 377,567	千円 26,297	千円 403,864	1 一般会計繰入 金	千円 26,297
計	377,567	26,297	403,864		

	説 明	
01 一般会計繰入金 基準外	(動物園)	千円 26,297 26,297

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般会計 繰入金
				国県支出金	市 債	その他	
1 一般管理費	千円 464,228	千円 26,297	千円 490,525	千円	千円	千円	千円 26,297
計	464,228	26,297	490,525	0	0	0	26,297

節		説	明
区 分	金 額		
1 報酬	千円 △1,906	【観光文化スポーツ部関係】 動物園運営経費 人件費	千円 26,297
2 給料	7,468		17,506
3 職員手当等	3,561		8,791
4 共済費	56		
8 旅費	△298		
10 需用費	10,790		
12 委託料	6,716		
18 負担金、補助 及び交付金	△90		

補正予算給与費明細書

一 般 職

(1) 総 括

(単位：人、千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等	計			
補正後	49	9,396	152,043	86,757	248,196	50,427	298,623	
補正前	48	11,302	144,575	83,196	239,073	50,371	289,444	
比 較	1	△ 1,906	7,468	3,561	9,123	56	9,179	

職員手当等の内訳	区 分	扶 養 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	通 勤 手 当	寒 冷 地 手 当
	補正後	4,524	6,572	3,174	3,801	2,495
	補正前	4,440	6,378	2,586	3,977	2,396
	比 較	84	194	588	△ 176	99
	区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当	特 殊 勤 務 手 当	住 居 手 当	児 童 手 当
	補正後	33,668	25,138	1,547	3,773	2,065
	補正前	32,183	24,020	1,664	3,512	2,040
	比 較	1,485	1,118	△ 117	261	25

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：人、千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等	計			
補正後	41		147,834	84,396	232,230	48,253	280,483	
補正前	40		142,372	80,415	222,787	47,846	270,633	
比 較	1		5,462	3,981	9,443	407	9,850	

職員手当等の内訳	区 分	扶 養 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	通 勤 手 当	寒 冷 地 手 当
	補正後	4,524	6,419	3,174	3,618	2,495
	補正前	4,440	6,263	2,586	3,876	2,396
	比 較	84	156	588	△ 258	99
	区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当	特 殊 勤 務 手 当	住 居 手 当	児 童 手 当
	補正後	31,927	25,138	1,443	3,773	1,885
	補正前	29,914	24,020	1,608	3,512	1,800
	比 較	2,013	1,118	△ 165	261	85

イ 会計年度任用職員

(単位：人、千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等	計			
補正後	8	9,396	4,209	2,361	15,966	2,174	18,140	
補正前	8	11,302	2,203	2,781	16,286	2,525	18,811	
比 較	0	△ 1,906	2,006	△ 420	△ 320	△ 351	△ 671	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	時 間 外 勤 務 手 当	通 勤 手 当	期 末 手 当	特 殊 勤 務 手 当	児 童 手 当
	補正後	153	183	1,741	104	180
	補正前	115	101	2,269	56	240
	比 較	38	82	△ 528	48	△ 60

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	増 減 額	説 明	備 考
給 料	7,468	その他の増減分	7,468	異動等による 増減分 7,468	職員数の異動状況 補正後 43人 補正前 41人 増 減 2人
職 員 手 当 等	3,561	その他の増減分	3,561	異動等による 増減分 3,561	

債務負担行為で翌年度以降にわたる
又は支出額の見込み及び当該年度

事 項	限 度 額	当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	
		期 間	金 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和5年度設定)	千円 37,513	令和5年度 ┆ 令和6年度	千円 37,513

ものについての前年度末までの支出額
以降の支出予定額等に関する調書

左の財源内			訳
特 定 財 源			一 般 会 計
国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	繰 入 金
千円	千円	千円	千円
		1,753	35,760

市債の前前年度末における
び当該年度末における現在

区 分	前年度末現在高 見 込 額	当 該 年 度 中			
		当 該 年 度 中 起 債 見 込 額			
		補 正 前 の 額		補 正 額	計
		前 年 度 か ら の 繰 越 分	当 該 年 度 分		
1 普 通 債	445,413				
(1) 大森山動物園	445,413				
合 計	445,413				

現在高並びに前年度末及
高の見込みに関する調書

(単位：千円)

増 減 見 込			当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額			
補正前の額	補正額	計	
12,337		12,337	433,076
12,337		12,337	433,076
12,337		12,337	433,076

廃棄物発電会計
補正予算事項別明細書

債務負担行為で翌年度以降にわたる
又は支出額の見込み及び当該年度

事 項	限 度 額	当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	
		期 間	金 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和5年度設定)	千円 11,852	令和5年度 ┆ 令和6年度	千円 11,852

ものについての前年度末までの支出額
以降の支出予定額等に関する調書

左の財源内			訳
特 定 財 源			一 般 会 計
国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	繰 入 金
千円	千円	千円	千円
		11,852	

学 校 給 食 費 会 計
補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

債務負担行為で翌年度以降にわたる
又は支出額の見込み及び当該年度

事 項	限 度 額	当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	
		期 間	金 額
学校給食物資安定供給業務委託経費 (令和5年度設定)	千円 235,348	令和5年度 ～ 令和7年度	千円 235,348

ものについての前年度末までの支出額
以降の支出予定額等に関する調書

左の財源内			訳
特 定 財 源			一 般 会 計
国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	繰 入 金
千円	千円	千円	千円
		234,392	956

国民健康保険事業会計
歳入歳出補正予算事項別明細書
(事業勘定)

1 総 括 歳 入

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
4 県支出金	23,420,544	20,183	23,440,727
7 繰越金	1	14,051	14,052
歳 入 合 計	30,620,240	34,234	30,654,474

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費	千円 200,471	千円 20,183	千円 220,654
8 諸支出金	18,230	14,051	32,281
歳 出 合 計	30,620,240	34,234	30,654,474

補正額の財源内訳			
特 国県支出金	定 市 債	財 源 そ の 他	一般会計繰入金
千円	千円	千円	千円
20,183			
		14,051	
20,183	0	14,051	0

2 歳 入

4 款 県支出金

1 項 県補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 保険給付費等交付金	千円 23,326,833	千円 20,183	千円 23,347,016	2 特別交付金	千円 20,183
計	23,420,543	20,183	23,440,726		

7 款 繰越金

1 項 繰越金

1 繰越金	1	14,051	14,052	1 前年度繰越金	14,051
計	1	14,051	14,052		

説		明	
02 特別調整交付金分（市町村分）		（国保年）	千円 20,183

01 前年度繰越金		（国保年）	14,051

3 歳 出

1 款 総務費

2 項 徴税費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般会計 繰入金
				国県支出金	市 債	その他	
1 賦課徴収費	千円 81,117	千円 20,183	千円 101,300	千円 20,183	千円	千円	千円
計	81,117	20,183	101,300	20,183	0	0	0

8 款 諸支出金

1 項 償還金及び還付加算金

1 一般被保険 者保険税還 付金	17,986	13,823	31,809			13,823	
3 一般被保険 者還付加算 金	232	228	460			228	
計	18,229	14,051	32,280	0	0	14,051	0

節		説	明
区 分	金 額		
12 委託料	千円 20,183	【市民生活部関係】	千円 20,183
		国民健康保険税システム改修経費	20,183

22 償還金、利子 及び割引料	13,823	【市民生活部関係】	13,823
		一般被保険者保険税還付金	13,823
22 償還金、利子 及び割引料	228	【市民生活部関係】	228
		一般被保険者還付加算金	228

債務負担行為で翌年度以降にわたる
又は支出額の見込み及び当該年度

事 項	限 度 額	当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	
		期 間	金 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和5年度設定)	千円 380,831	令和5年度 ┆ 令和6年度	千円 380,831

ものについての前年度末までの支出額
以降の支出予定額等に関する調書

左の財源内			訳
特 定 財 源			一 般 会 計
国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	繰 入 金
千円 163,404	千円	千円 131,324	千円 86,103

介 護 保 險 事 業 会 計
歳入歳出補正予算事項別明細書
(保険事業勘定)

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費	千円 329,370	千円 7,948	千円 337,318
歳 出 合 計	31,348,477	7,948	31,356,425

2 歳 入

3 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
6 介護保険事業費補助金	千円 0	千円 3,973	千円 3,973	1 介護保険事業 費補助金	千円 3,973
計	2,164,625	3,973	2,168,598		

7 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

5 事務費等繰入金	340,347	3,975	344,322	1 事務費等繰入 金	3,975
計	4,756,339	3,975	4,760,314		

説	明	
01 介護保険事業費補助金	(福祉総)	千円 3,973

01 事務費等繰入金	(福祉総)	3,975

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般会計 繰入金
				国県支出金	市 債	その他	
1 介護保険制 度運営費	千円 329,370	千円 7,948	千円 337,318	千円 3,973	千円	千円	千円 3,975
計	329,370	7,948	337,318	3,973	0	0	3,975

節		説	明
区 分	金 額		
12 委託料	千円 7,948	【福祉保健部関係】 介護保険事務処理システム等改修経費	千円 7,948 7,948

債務負担行為で翌年度以降にわたる
又は支出額の見込み及び当該年度

事 項	限 度 額	当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	
		期 間	金 額
介護保険関連サービス委託経費等	千円 96,942	令和5年度 ┆ 令和6年度	千円 96,942
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和5年度設定福祉総務課分)	3,148	令和5年度 ┆ 令和6年度	3,148

ものについての前年度末までの支出額
以降の支出予定額等に関する調書

左の財源内			訳
特 定 財 源			一 般 会 計
国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	繰 入 金
千円 52,336	千円	千円 27,137	千円 17,469
			3,148

後期高齢者医療事業会計
補正予算事項別明細書

債務負担行為で翌年度以降にわたる
又は支出額の見込み及び当該年度

事 項	限 度 額	当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	
		期 間	金 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和5年度設定)	千円 127	令和5年度 ┆ 令和6年度	千円 127

ものについての前年度末までの支出額
以降の支出予定額等に関する調書

左の財源内			訳
特 定 財 源			一 般 会 計
国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	繰 入 金
千円	千円	千円	千円
			127

令和5年度秋田市水道事業会計
補正予算実施計画

債務負担行為に関する調書

(追加)

事項	限度額	前年度末までの支払義務発生額 (見込)		当該年度以降の支払義務発生額 予定		左の財源内訳
		期間	金額	期間	金額	損益勘定 留保資金等
施設設備 管理費及び 機器使用料等	千円 469,003	—	—	令和5年度から 6年度まで	千円 469,003	千円 469,003
水道施設切廻等 業務委託経費	135,500	—	—	令和5年度から 6年度まで	135,500	135,500
鉛製給水管 取出部解消費 業務委託経費	55,000	—	—	令和5年度から 6年度まで	55,000	55,000
配水管 整備事業	855,000	—	—	令和5年度から 6年度まで	855,000	855,000
配水幹線 整備事業	66,100	—	—	令和5年度から 6年度まで	66,100	66,100
仁井田浄水場 等整備事業	177,980	—	—	令和5年度から 6年度まで	177,980	177,980

令和5年度秋田市下水道事業会計
補正予算実施計画

令和 5 年 度 秋 田 市 下 水 道

資 本 的 収 入			
支			
款	項	目	既 決 予 定 額
1 資 本 的 支 出			10,634,284 ^{千円}
	1 建 設 改 良 費		5,360,339
		1 管 渠 建 設 事 業 費	3,966,680

事業会計補正予算実施計画

及 び 支 出		
出		
補正予定額	計	説 明
60,000 ^{千円}	10,694,284 ^{千円}	
60,000	5,420,339	
60,000	4,026,680	委託料

令和5年度秋田市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位：千円)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	21,198
	減価償却費	5,455,825
	退職給付引当金の増減額 (△は減少)	30,825
	賞与引当金の増減額 (△は減少)	183
	法定福利費引当金の増減額 (△は減少)	39
	長期前受金戻入額	△ 1,984,298
	受取利息及び受取配当金	△ 20
	支払利息	597,455
	有形固定資産除却損	74,600
	未収金の増減額 (△は増加)	4,322
	未払金の増減額 (△は減少)	302,593
	前払金の増減額 (△は増加)	555,080
	小計	5,057,802
	利息及び配当金の受取額	20
	利息の支払額	△ 597,455
	業務活動によるキャッシュ・フロー	4,460,367
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 7,258,398
	有形固定資産の売却による収入	1
	無形固定資産の取得による支出	△ 253,879
	有価証券の取得による支出	△ 10,410
	国庫補助金等による収入	2,499,113
	負担金等による収入	118,402
	消費税計算に伴う相殺処理	△ 222,822
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 5,127,993
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	5,550,200
	建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 4,899,177
	他会計からの出資による収入	855,754
	財務活動によるキャッシュ・フロー	1,506,777
	資金増減額 (△は減少)	839,151
	資金期首残高	4,600,264
	資金期末残高	5,439,415

継 続 費 に 関 す る 調 書

款	項	事業名	全体計画				前前年度 末までの 支払義務 発生額	前年度末 までの支 払義務発 生(見込)額	当該年度 支払義務 発生 予定額	当該年度 末までの 支払義務 発生予定額	翌年度以 降の支払 義務発生 予定額	継続費の 総額に 対する 進捗率	
			年 度	年割額	左の財源内訳								
					国 補 助 金	庫 金 企 業 債							当 年 度 損 益 勘 定 留 保 資 金
1 資本的 支出	1 建 改 良 設 費	土 崎 汚 水 中 ン プ 継 ポ ソ 砂 池 場 更 新 事 業	5	千円 63,800	千円 31,900	千円 28,700	千円 3,200	千円 -	千円 -	千円 63,800	千円 63,800	千円 -	% 14.5
			6	376,200	188,100	169,200	18,900	-	-	-	-	376,200	-
			計	440,000	220,000	197,900	22,100	-	-	63,800	63,800	376,200	14.5
			5	301,000	150,500	150,500	-	-	-	301,000	301,000	-	3.3
1 資本的 支出	1 建 改 良 設 費	古 川 雨 水 排 ポ ン プ 場 整 備 事 業	6	4,106,000	2,053,000	2,053,000	-	-	-	-	-	4,106,000	-
			7	4,793,000	2,396,500	2,396,500	-	-	-	-	-	4,793,000	-
			計	9,200,000	4,600,000	4,600,000	-	-	-	301,000	301,000	8,899,000	3.3

債務負担行為に関する調書

(追加)

事 項	限度額	前年度末までの 支払義務発生 （見込）額		当該年度以降の 支払義務発生 予 定 額		左の財源内訳
		期 間	金 額	期 間	金 額	損益勘定 留保資金等
施設設備 管理費及び 機器使用料等	千円 64,773	—	—	令和5年度から 6年度まで	千円 64,773	千円 64,773
内水浸水想定 区域図作成 業務委託経費	110,000	—	—	令和5年度から 6年度まで	110,000	110,000
管渠建設事業	971,000	—	—	令和5年度から 6年度まで	971,000	971,000

令和5年度秋田市下水道事業予定貸借対照表

(令和6年3月31日)

(単位：千円)

		資 産 の 部		
1	固 定 資 産			
(1)	有 形 固 定 資 産			
	イ 土 地		2,990,655	
	ロ 建 物	5,421,225		
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 2,814,069</u>	2,607,156	
	ハ 構 築 物	223,467,264		
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 81,729,593</u>	141,737,671	
	ニ 機 械 及 び 装 置	24,613,150		
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 17,615,483</u>	6,997,667	
	ホ 車 両 運 搬 具	16,474		
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 11,315</u>	5,159	
	ヘ 工 具、器 具 及 び 備 品	39,805		
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 26,838</u>	12,967	
	ト 建 設 仮 勘 定		<u>1,286,581</u>	
	有 形 固 定 資 産 合 計			155,637,856
(2)	無 形 固 定 資 産			
	イ 施 設 利 用 権		9,093,297	
	ロ 電 話 加 入 権		<u>13,083</u>	
	無 形 固 定 資 産 合 計			9,106,380
(3)	投 資 そ の 他 の 資 産			
	イ 投 資 有 価 証 券		<u>10,410</u>	
	投 資 そ の 他 の 資 産 合 計			<u>10,410</u>
	固 定 資 産 合 計			164,754,646
2	流 動 資 産			
(1)	現 金 ・ 預 金		5,439,415	
(2)	未 収 金	601,706		
	貸 倒 引 当 金	<u>△ 53,226</u>	548,480	
(3)	そ の 他 流 動 資 産		<u>100</u>	
	流 動 資 産 合 計			<u>5,987,995</u>
	資 産 合 計			<u><u>170,742,641</u></u>

負債の部

3	固定負債			
(1)	企業債			
	イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>55,187,366</u>	55,187,366	
	企業債合計			
(2)	引当金			
	イ 退職給付引当金	627,274		
	ロ 修繕引当金	<u>999,204</u>		
	引当金合計		<u>1,626,478</u>	
	固定負債合計			56,813,844
4	流動負債			
(1)	企業債			
	イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>5,125,569</u>	5,125,569	
	企業債合計			
(2)	未払金		2,163,981	
(3)	引当金			
	イ 賞与引当金	34,686		
	ロ 法定福利費引当金	<u>6,847</u>		
	引当金合計		41,533	
(4)	その他流動負債		<u>2,108</u>	
	流動負債合計			7,333,191
5	繰延収益			
	長期前受金		75,546,744	
	収益化累計額		<u>△ 19,949,834</u>	
	繰延収益合計			55,596,910
	繰延負債合計			<u>119,743,945</u>

資本の部

6	資本金			45,549,460
7	剰余金			
(1)	資本剰余金			
	イ 受贈財産評価額	2,274,859		
	ロ 負担金	1,290,592		
	ハ 寄附金	21		
	ニ 補助金	<u>1,238,266</u>		
	資本剰余金合計		4,803,738	
(2)	利益剰余金			
	イ 当年度未処分利益剰余金	<u>645,498</u>		
	利益剰余金合計		<u>645,498</u>	
	剰余金合計			5,449,236
	資本合計			<u>50,998,696</u>
	負債資本合計			<u>170,742,641</u>

令和5年度秋田市農業集落排水事業会計
補正予算実施計画

債 務 負 担 行 為 に 関 す る 調 書

(追加)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 払 義 務 発 生 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 払 義 務 発 生 予 定 額		左の財源内訳
		期 間	金 額	期 間	金 額	損 益 勘 定 留 保 資 金
施 設 設 備 管 理 費 及 び 機 器 使 用 料 等	千円 21,393	—	千円 —	令和5年度から 6年度まで	千円 21,393	千円 21,393